

北海道議會時報

第 6 卷 第 9 號

昭和 29 年 9 月



北海道議會事務局

北海道議會時報第6卷第9号(昭和29年)

— 第 9 號 目 次 —

議会の動き

常任委員会……………一
特別委員会……………五
総合開発調査特別委員会……………五

会 合

全国都道府県議会議長会……………二
九都道府県議会事務協議会……………二

資 料

現行条例一覧表……………三
昭和二十八年地方団体の純剰余（不足）額調……………三
地方交付税九月概算交付額……………六
義務教育施設整備事業費に対する起債配分……………六
戦後の主要台風災害状況……………六
平和条約批准状況、列国との国交回復状況一覧……………四〇

雑 録

地方行政疑義問答集……………四
報道から拾う……………四
抜打ち解散は有効……………四
東南ア集団防衛条約成立……………四

図書室便り

八月のメモ

……………七
……………七

表紙写真
函館トラピスト修道院
北海道議会議務局撮影



常任委員会

衛生委員会

○八月二十六日 午後一時三十分 第三委員室において開議。

- ① 金沢委員長（自）より、薬事法違反問題について衛生部長より発言を求められているのでこれを許す旨を述べ、衛生部長、薬務課長より、薬務課麻薬係長の薬事法違反事件について説明があり、これに対し、委員長より、新聞の報道と説明内容との相違について、川人委員（社右）より、本人が辞表を提出したことについて、山内委員（労）より、(1)麻薬を購入した者に対する取扱いについて、(2)事件の摘発とC.I.Dとの関係について質疑（関連して鈴木委員（社左）よりも質疑）があり、衛生部長、薬務課長より答弁、委員長より、厚生省の麻薬取締官と道警との強力な連絡のもとに取締の強化を図りたい旨の要望があり、薬務係長の行政措置の取扱いについては後刻聴取する旨を述べ、
- ② 次に結核療養患者入院基準についての厚生省通達の内容と理由及び医師会で運動を行っている点数単価引下問題の経過と現状について説明を求め、衛生部長より説明、田中委員（自）より、点数単価引下問題について意見があり、
- ③ 次に委員長より、札幌医科大学の学生定員増加問題及び同大学に

博士号授与のための審査委員会設置について文部大臣の来道に際し八月二十三日陳情を行ったことについて報告。

- ④ 次に簡易水道の実施状況について説明を求め、衛生部長、環境衛生課長より説明、簡易水道に対する道費補助の提案要請とその時期について委員長一任に決定。
- ⑤ 次に道立病院、保健所の昇格、新增改築について説明を求め、医务課長より説明、委員長より、本道の気象的条件から各種工事の早期着工促進について要望があり、
- ⑥ 次に天皇陛下本道行幸に際し衛生部の衛生行政に対する尽力特に後志支庁管内のニセコにおける飲料水等に対し万全を期したことに對し委員会として感謝の意を表明したいと諮り、異議なくそのことに決し、委員長より衛生部に対して感謝の意を表し、出先機関にもこの旨伝えられたい旨を述べ、衛生部長より挨拶があつて、
- ⑦ 次に伝染病発生に伴う補助金の追加提案及び結核病床増設問題並びに鉋路療養所の暖房設置費の問題について予防課長より説明を聴取。
- ⑧ 次に八月二十七日午前九時より札幌市の衛生施設、円山精神病院、薄野病院、札幌市尿尿処理場を視察することに決定。
- ⑨ 次に道内衛生施設の視察については、第一班金沢委員長（自）太田（社左）鈴木（社左）田中（自）吉田（定）（協俱）井川（協俱）各委員は九月四日より六日間小樽市及び後志支庁管内、第二班大久保副委員長（協俱）川人（社右）多田（社右）窪田（公）各委員は八月十一日より五日間帯広市及び十勝支庁管内とすることに決定。
- ⑩ 次に根室保健所落成式に委員長代理として太田委員（社左）を派遣することに決定。
- ⑪ 次に鈴木委員（社左）より、黄粟米の問題について説明を求め、環境衛生課長より説明、吉田（定）委員（協俱）より、実害の例について質疑があり、同課長より答弁、午後三時三十分散会。

文教委員会

○八月六日 午後一時四十五分 第三委員室において開議。

- ① 林委員長（協俱）より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第十一号、第四十九号、第九十八号、第二百十八号、第二百六十六号、第二百八十二号、陳情第三十号、第三十一号、第八十八号、第二百十九号、第二百三十八号、第四百十号、第四百五十二号、第四百六十一号は既に時期的に解決しているものであり、一括議会の会議に付するを要しないものとしての取扱について諮り、新川委員（労）より、今後このようなことのないよう留意し、前議会において付託されたものは次期議会前に審査を終了するよう進められたい旨の意見があつて、以上の各案件は議会の会議に付するを要しないものと決定。

- ② 次に請願第二十八号、第二十九号、第四十一号、第四十八号、第七十六号、第二百二十四号、第二百四十六号、第二百四十七号、陳情第二十九号、第三十二号、第三十三号、第七十一号、第八十五号、第九十五号、第九十九号、第一百七号、第一百七十一号、第二百一十二号、第二百十三号、第二百二十一号、第四百六十二号、第四百九十六号は採択、同第四百五十九号は不採択、請願第一百十号、第一百三十二号、第三百三十九号、第二百六十二号、陳情第三号は継続審査に決し、請願第二百六十二号に關連して新川委員（労）より、都市に對する高校設置、道立移管、学級増等の基本的計画の提出要求があり、委員長より次期議会までに資料を提出されたい旨を述べ、なお新川委員（労）より、この基本的計画等についての委員会を九月議会前に開いてほしい旨の意見があり、委員長これを了承。

- ③ 次に僻地教育振興法の財政的裏付及び教員旅費問題並びに石炭手当に對する免税問題等折衝のため上京委員を派遣することに決し、派遣委員は秋山（協俱）井口（社左）委員及び林委員長（協俱）、期

間は八月九日より十八日まで十日間とし、午後四時五分散会。

農務委員会

○八月二十三日 午前十時三十分 第二委員室において開議。

- ① 宮本委員長（協俱）より、いねひめはもぐりばえ防除に關する中央折衝の経過について報告を求め、平野副委員長（自）より報告、その後の事務折衝の経過について農務部長より説明、大沢委員（自）よりいねひめはもぐりばえの衆院農林委員会における扱い方の問題について三沢委員（社左）より、農林省予算の予備費支出について、朝倉委員（自）より、いんか病との結びつけの問題について、荒委（社左）より、(1)冷害対策といんか病を結びつける理由について、(2)米価統制と農民の危険負担の問題及びいんか病との結びつけについての見解について、堀田委員（自）より、(1)自由党総務会の意向について、(2)十勝の降雹の被害状況及びこれに對する中央の意向について質疑及び意見があり、農務部長より答弁。

- ② 次に請願、陳情の審査については次期委員会に行うことに決し、③ 次に畜産施設並びに作況調査の視察個所と日程について諮り、三沢（社左）村上（自）委員より質疑及び意見があり、また三沢委員（社左）より、九月十二日に苫小牧市で開催の全道畜牛共進会に委員の出席方について要望があり、結局、九月十一日に委員会を開き、十二日に苫小牧市で開催の全道畜牛共進会に出席、引続き調査を行うこととし、三班に分けて実施することとし、視察個所については農務部と打合せて決定するよう正副委員長一任に決した。

- ④ 次に三沢委員（社左）より、高度集約酪農地区設定問題の経過について質疑があり、畜産課長より答弁、ついで本問題に關し大沢委員（自）より、地区指定箇所の見透しについて、平野委員（自）より、中央の地区指定遅延と道費による牛の貸付との關係について質

疑があり、畜産課長より答弁、岡林委員（社左）より、根釧地方の視察について配慮されたい旨の要望があつて、午後零時二十分散会。

水産委員会

○八月三十日 午後一時三十五分 第三委員室において開議。

- ① 坂本委員長（自）より、陳情の審査を行う旨を述べ、陳情第六六十号、第六十一号、第六十七号、第六十四号、第六十七号、第六十九号、第九十号は採択、同第六十一号は継続審査に決定。
- ② 次に沖野委員（公）より、魚菜卸売市場条例による審議会委員の選任について質疑があり、漁政課長より答弁、午後三時四十分散会。

商工委員会

○八月二十三日 午後一後十八分 第三委員室において開議。

- ① 冨頭、釧路市長より、民間航空基地整備促進について、函館ドック株式会社代表者より、第十次造船計画に基く新造船の建造割当について陳情を聴取。
- ② 宮坂委員長（協俱）より、第十次造船計画に基く新造船の建造割当及び雄武、枝幸発電事業に対する融資獲得並びに輸入大豆の本道陸揚について中央折衝の経過について報告、ついで第十次造船計画に基く新造船の建造割当及び雄武、枝幸発電事業に対する融資獲得について今後の対策を協議の結果、更に中央折衝を行うこととし、上京委員に宮坂委員長（協俱）和平（労）大島（協俱）委員を決定。
- ③ 次に道東方面における一般商事情の調査について諮り、調査を実施することに決し、日程等については委員長一任とし、午後二時

三十五分散会。

建築委員会

○八月二十日 午前十一時十五分 第三委員室において開議。

- ① 坂東（秀）委員長（公）より、昭和三十年度建築関係国費予算の折衝経過について説明を求め、建築部長より説明、福島委員（自）より、プロツクの指定及び指導について、佐久間委員（自）より、モデル住宅について質疑があり、建築部長より答弁、宮坂委員（協俱）より三十年度建築関係国費予算の中央折衝について意見があり、異議なく中央折衝を行うことに決し、日程は九月初旬とし、派遣委員等については八月二十三日の商工委員会において同委員会との関連において決定することとし、
- ② 次に第九回国体建築施設の視察を本日午後零時三十分より実施することとし、視察力所は道立中島スポーツセンター、市営中島相撲場、市営中島コート、市営円山競技場、茨戸河湖とし、午前十一時四十五分散会。

土木委員会

○八月二十三日 午前十時四十四分 議長室において開議。

- ① 徳中委員長（自）より、請願、陳情の審査について諮り、継続審査とすることに決し、ついで当初予算に計上の市町村道路改良費補助金を次期議会において追加計上されるよう委員会の決議として要請することについて諮り、異議なくそのことに決し、取あえず土木部より財政当局に対し要求することとし、
- ② 次に三室委員（自）より、定山溪、小樽間の道道路線整備の早急

実施について要望があり、また池戸委員（労）より、今回の水害に對する被害状況について質疑があり、土木部次長より答弁、ついで今回の道費節約に關し土木費予算の削減について土木部次長より説明、三室（自）時田（社右）委員より、本問題について質疑及び意見があり、同次長より答弁、午前十時五十七分散会。

労働委員会

○八月二十三日 午前十一時 議長室において開議。

① 三室委員長（自）より、八月十七日天皇陛下道立帯広公共職業補導所に行幸、特に職業補導に力を入れるように御言葉があつた旨を報告、ついで駐留軍労務者の失業対策折衝経過について報告。

② 次にその後の労働事情について説明を求め、労働部長より説明、池戸委員（労）より、(1)天北石炭稚内鉱業所の救済対策について、(2)朝日炭鉱の再建対策について質疑があり、労政課長より答弁、暫時休憩（休憩中、東海鉱業株式会社豊里鉱業所事務長より、再建について陳情を聴取）、午前十一時四十五分再開。

③ 次に委員長より、中小炭鉱対策については小委員会において調査中であり、又駐留軍労務者の失業対策については今後も引続き中央折衝を必要とする旨を述べ、次期委員会を九月七、八日頃開くこととし、午前十一時五十分散会。

○八月二十七日 午前十時二十五分 議長室において小委員会を開議

① 三室主査（自）より、駐留軍労務者に対する失業対策の件を議題に供し、八月二十三日の本委員会において行つた、中央折衝の経過報告（八月二日より十日間の経過について小委員会より先に行つた点）について了承を求め、ついでその後の労働事情について労働部長より説明を聴取、道下委員（協俱）より、(1)知事の折衝している

要望事項について、(2)職業斡旋の進捗程度について、三室主査（自）より、(1)職業補導の希望者数について、(2)天皇行幸に際して千歳における駐留軍労務者のストの状況について、原田委員（自）より、移駐先における本道労務者の状況について質疑があり、労働部長、渉外課次長より答弁。

② 次に三室主査（自）より、中小炭鉱等の企業整備に伴う失業対策の件を議題に供し、現地調査を行つた天北石炭鉱業株式会社稚内鉱業所及び東海鉱業株式会社豊里鉱業所の経営現況について報告書により報告があつて、天北石炭鉱業株式会社稚内鉱業所に対しては理事者に於て企業診断等実態調査をしてもらうこととし委員会としては直接経営面にふれず側面から協力するという立場をとることに決し

③ 次に西田（正）委員（協俱）より、東海鉱業株式会社豊里鉱業所の再建について意見があり、理事者に協力してもらうよう知事に申し入れを行うことに決し、

④ 次に時田委員（社右）より、天皇行幸を前にして日雇労働者の半ストについて全道労協が責任をもつことになつた点について質疑があり、労働部長より答弁。

⑤ 次に三室主査（自）より、商工委員長より第十次造船計画に伴う新造船の建造割当獲得問題について協力を求める旨の申し入れがあるので、本問題についても駐留軍労務者の失業対策問題と共に中央折衝を行うことについて諮り、異議なくそのことに決定、なおその際一般失業対策枠拡大も含めて折衝することとし、ついで主査より、駐留軍労務者の失対問題について委員会を九月十日前に招集しこの旨報告することとする旨を述べ、午後零時二十分散会。

○八月三十日 午前十時五十八分 第一委員室において開議。

① 三室委員長（自）より、駐留軍労務者に対する失業対策及び中小炭鉱等の企業整備に伴う失業対策に関する小委員会の調査の経過に

ついで報告、西田（正）副委員長（協俱）より、中小炭鉱等の企業整備に伴う失業対策に関する調査の経過について補足説明があつて、高田委員（社左）より、(1)西川副知事の中小炭鉱の石炭斡旋問題、(2)第十次造船計画の割当問題について質疑があり、労働部長より答弁、再び高田委員（社左）より、中小炭鉱における給料遅欠配問題の中央折衝について要望があり、委員長、労働部長より応答があつて、駐留軍労務者に対する失業対策及び中小炭鉱等の企業整備に伴う失業対策に関する小委員会経過報告書を了承し、それぞれ知事に対して申し入れを行うことに決定。

② 次に請願、陳情はなお継続審査とすることに決定。

③ 次に駐留軍労務者問題及び商工委員長より申し入れのあつた第十次造船割当獲得問題及び一般失業対策問題等について小委員会報告のとおり上京折衝を行うこととし、日程は九月四日より十日間、派遣委員に三室委員長（自）道下（協俱）榊原（社左）委員を決定、午後零時九分散会。

特別委員会

総合開発調査特別委員会

○八月十日 午前十一時三十分 第一委員室において開議。

① 坂東（秀）委員長（公）より、離島振興問題について説明を求め、総合開発委員会事務局係員より説明、西村（信）委員（自）より、交通関係施設の経費について質疑があつた後、宮津委員（自）より本問題を第三小委員会で検討することについて意見があり、異議な

くそのことに決定。

② 次に泥炭地開発関係で上京折衝の経過について宮北委員（協俱）より報告。

③ 次に委員長より、昭和三十年度開墾予算の道の計画が提出された旨及び国の直轄事業については開発局において計画がまたらぬので本日説明できない旨を述べ、道の計画案について説明を求め、財政課長より説明、暫時休憩、午後一時二十分再開。

④ 休憩前に引続き財政課開発予算係長より説明、二瓶委員（協俱）より、(1)漁港の新規計画及びその箇所について、(2)開拓者に対する貸付牛の問題について、宮北委員（協俱）より、(1)補助率折衝の問題について、(2)新規事業は押えられるので関連事業として打出し方について、(3)総合開発地区の事業はすべて継続事業であるとの考え方で推進すべき点について質疑及び意見があり、財政課長より答弁、山内（労）児玉（自）委員より、本問題の取扱い方について意見があり、結局道の計画については原案のとおり承認、開発庁に提出することとした。

⑤ 次に西田（信）委員（自）より、第二小委員会で検討した問題について中間報告を行い、山内委員（労）より、(1)次期国会における立法化の意味について、(2)調査事項に対する常任委員会との関連の問題について、西村委員（社左）より、調査実施主体の問題について質疑及び意見があり、委員長、西田（信）委員（自）より応答、第二小委員会部門の調査は第二小委員会が実施することに決定、次期委員会は二十三日に開くこととし、午後三時三十八分散会。

○八月二十三日 午前十時五十五分 第一委員室において開議。

① 四十栄副委員長（協俱）より、定数に満たないので協議会の形式で行う旨を述べ、開発局より提出の昭和三十年度開墾予算について説明を求め、開発局官房長、同港湾計画課長、同道路課長及び道河

川課長、関係課員より説明、暫時休憩、午後零時五十分協議会を再開。

- ② ついで質疑に入り、二瓶委員（協俱）より、(1)特殊河川改修費新規の内容について、(2)根釧原野の調査の内容について、(3)霧多布港の工事進捗の問題について、宮北委員（協俱）より、(1)特殊河川の改修に対する建設省の考え方について、(2)幾春別の土地改良事業の予算が少い理由について、(3)美唄地区の土地改良事業完成の問題について、(4)開拓者の経営面積一戸当り分が多くなつた理由について、(5)基本調査の調査費に対する大蔵省及び開発庁の考え方について、(6)総合灌排地区にある団地を開連事業としても込む方法及び道と開発局の連絡調整について、宮津委員（自）より、(1)石狩川改修の問題について、(2)道道から国道に振替つた道路の完成状況について、四十栄副委員長（協俱）より、(1)山林計画と開拓計画の総合的な実施配分について、(2)既に入植した六千戸の入植面積と今後の八千戸入植の開拓面積について、(3)失業対策費と公共事業費について（関連して三室労働委員長（自）より発言があり）西村委員（社左）より、漁港工事の再検討について質疑があり、開発局官房長、同港湾計画課長、同道路課長、同計画課長、道河川課長より答弁、宮北委員（協俱）より、大夕張の電源開発の管理方式の問題について西川副知事の出席要求があり、四十栄副委員長（協俱）これを了承、予算に関連する一般的な質疑を打切りとすることに決し、
- ③ 次に四十栄副委員長（協俱）より定数に達したので協議会を閉じ委員会を開く旨を述べ、緒方副総理の来道に際し八月十八、十九日の両日は坂東（秀）委員長（公）が出迎え、二十、二十一の両日は宮北（協俱）西田（信）委員（自）が随行したことについて了承を求め、ついで各小委員会の調査の状況について報告を求め、児玉委員（自）より、農林水産小委員会の調査状況について、桑野委員（自）より、工鉱電力財政金融小委員会の調査状況について、宮津委員（自）より、運輸交通文化厚生小委員会における離島振興問題の調

査状況についてそれぞれ報告、四十栄副委員長（協俱）より、離島振興法の指定に関する上京折衝の経過について報告、浜森（社右）西村（社左）宮北（協俱）児玉（自）委員より、離島振興法の適用により開発法の適用を除外される問題について意見があり、四十栄副委員長（協俱）より開発庁の態度について説明、宮津委員（自）より、本問題に対して小委員会で検討する旨の発言があり、開発委員会事務局次長及び係員より答弁、宮津委員（自）より、離島振興問題で開発審議会のオブザーバーとして委員の上京について、児玉委員（自）より、特殊気象地帯問題及び泥炭地開発問題の折衝のため農林水産小委員の全員上京について、西田（信）委員（自）より、今度の開発審議会は重要であるから各小委員会から三名宛上京せしむることについてそれぞれ意見があり、農林水産小委員は宮北（協俱）浜森（社右）西村（社左）二瓶（協俱）児玉（自）の全委員、工鉱電力財政金融小委員は西田（信）（自）桑野（自）委員、交通運輸文化厚生小委員は四十栄（協俱）山内（労）委員を上京せしむることに決定。

④ 次に宮北委員（協俱）より、大夕張電源開発に伴う管理方式と今後の見透しについて説明を求め、副知事（西川）より説明、宮北委員（協俱）より、本問題の早期解決について意見があり、また西村委員（社左）より、管理者の権限について質疑があり、副知事（西川）より答弁があつて、午後四時二十分散会。

小 委 員 会

工 鉱 電 力 財 政 金 融 小 委 員 会

○八月五日 午前十時四十分 第二委員室において工鉱電力財政金融

小委員会を開議。

① 西田(信)主査(自)より、本道開発上当面の問題になる点について実情を聴取する旨を述べ、天然ガス、石油、低品位炭等の地下資源開発、中小炭鉱の振興について説明を求め、工鉱課長より天然ガスについて説明、主査より(1)北海道天然ガス開発利用促進協議会の構成人員について、(2)天然ガスが有望であるという点について、(3)天然ガスに対する国の考え方について、(4)国費補助の問題について、四十栄委員(協俱)より、(1)天北地方の工業振興に対する道の対策について、(2)砂川、歌越の天然ガスの出量について質疑があり、工鉱課長、地下資源調査所長、工業試験場長代理、通産局技官、開発局技師より答弁。

② 次に工鉱課長より石油について説明を聴取、主査より、(1)埋蔵量について、(2)ボーリングに対する国の補助金について、(3)来年度の計画について、四十栄委員(協俱)より、補助金によりボーリングする箇所について、森川委員(社左)より、本年度補助に関し帝国石油の態度について質疑(関連して主査よりも帝国石油の態度及び採算の問題について質疑)があり、工鉱課技師、地下資源調査所長、通産局技官、開発局技師より答弁。

③ 次に工業試験場長よりゲルマニウムについて説明、工鉱課技師より補足説明があつて、大島委員(協俱)より、ゲルマニウムを採るための設備について、主査より、企業化の問題について質疑があり、工業試験場長より答弁、暫時休憩、午後一時再開。

④ 次に工鉱課係員、同課技師よりチタンについて説明を聴取、四十栄委員(協俱)より、採取方法について、大島委員(協俱)より、埋蔵量及び採取方法について質疑があり、工鉱課技師、地下資源調査所長より答弁、大島委員(協俱)より、この問題については商工部において研究されたい旨の要望があつて、

⑤ 次に工鉱課係員より低品位炭について説明、主査より、(1)本道石

炭中に低品位炭の占むる量について、(2)昨年の石炭の産出量及びその中に低品位炭の占むる量について、(3)低品位炭の売れ行き不振と出炭関係及び低品位炭の火力発電使用について、(4)外国炭の輸入量と樺太炭の安い理由について質疑があり、工鉱課係員、同課技師、通産局技官、開発局技師より答弁。

⑥ 次に主査、森川委員(協俱)より、スラッグセメントの生産について質疑があり、工鉱課技師より答弁。

⑦ 次に主査より地下資源開発の隘路に関し政府に要望するため資料の提出要求があり、

⑧ 次に中小炭鉱の振興について説明を求め、工鉱課員より説明、四十栄(協俱)大島(協俱)委員より、夏場金融及び道の対策が手ぬるいことについて質疑及び意見があり、同課員より答弁、暫時休憩、午後二時五十分再開。

⑨ 次に工鉱課係員より電源開発について説明を聴取、主査より、電力需給のバランスの見透しと実際の動きについて質疑があり、電力協議会代表者、北電調査役より答弁、ついで電源開発株式会社代表者より同会社の糠平発電所の状況について説明を聴取、主査より、(1)糠平発電所の送電計画について、(2)電力に関する隘路について、四十栄委員(協俱)より、(1)足寄における水路変更による故障について、(2)層雲峡における請負師の欠損の問題について質疑があり、北電調査役、電源開発株式会社代表者より答弁。

⑩ 次に電源開発本部長より大夕張道営電源開発について説明、主査より、資金及び管理者を早く決定されたい旨の要望があり、ついで桑野委員(自)より、(1)電力料金が内地より高い原因について、(2)火力発電の再検討について、(3)深夜の電力使用方法について質疑があり、北電調査役、電力協議会代表者より答弁、午後五時散会。

○八月六日 午前十一時

第二委員室において工鉦電力財政金融小委員会を開議。

① 西田(信)主査(自)より、工業地帯の築設に伴う総合的対策、工業の振興、工場誘致問題及び財政金融対策を議題に供し、工業地帯の築設に關し苫小牧工業港について説明を求め、開発局計画係長より説明、主査より、五カ年計画及び年次計画について、桑野委員(自)より、(1)工業用地の売却計画と世界銀行借款に対する償還計画について、(2)外資を入れなければならぬ理由について、(3)苫小牧工業港が完成した場合の工業人口について、四十栄委員(協俱)より、外資導入に關して提出した資料について、森川委員(社左)より、苫小牧工業港の完成と工場誘致の問題について質疑があり、開発局計画係長より答弁、暫時休憩、午後零時三十五分再開。

② ついで主査より、工業用地の買収先について、桑野委員(自)より、工業地帯調査の具体的な計画について質疑があり、開発局委員事務局長より答弁、四十栄委員(協俱)より、工場誘致について資本家と連絡をとるべき旨及び工事と併行して工業の種類による土地の配分を行うべき旨の意見があり、開発局計画係長より答弁、午後一時、一旦休憩、午後二時三十分再開。

③ 次に工鉦業の振興について説明を求め、副知事(西川)より説明、ついで国税の面における保護政策について財務局の意見を求め、財務局理財部長より答弁、四十栄委員(協俱)より、税制面からの考慮及び政策による解決について、森川委員(社左)より、長期資金の特別措置要望についてそれぞれ意見があり、主査より、原価償却について北海道を特別扱いできるかどうかについて、桑野委員(自)より、北海道の国税総額について質疑があり、国税局企画係長より答弁、主査より、実態調査を行うべきことについて意見があり、北海道商工会議所専務、開発局委員事務局長より答弁、午後四時四十分散会。

○八月七日 午前十時四十分

第二委員室において工鉦電力財政金融小委員会を開議。

西田(信)主査(自)より、地下資源の開発、工業地帯の築設に伴う総合的対策、工業の振興等に關する事情聴取結果についての問題点を議題に供し、中間結論の打出し方について諮り、四十栄(協俱)桑野(自)森川(社左)各委員より企業発展の隘路除去に關し、それぞれ意見があり、電気、石炭、造船、鉄鋼、製紙、パルプ、肥料等の代表的工場の分析調査を行うこと、運賃の低減、民間資本の導入及び財政投融資の充実等を打出すことに決し、中間結論の案文をまとめ、これを小委員会の中間結論とし現状分析についても委員会の了承を得ることとし、午前十一時三十分散会。

○八月十一日 午前十一時三十分

議長副室において工鉦電力財政金融小委員会を開議。

① 西田(信)主査(自)より、昨日の委員会において第二小委員会としての中間的な結論について報告し、現状分析について調査実施の承認を得た旨を述べ、ついで工場調査の件を議題に供し、四十栄(協俱)桑野(自)大島(協俱)各委員より、商工委員会との競合の問題及び調査の内容並びに調査対象についてそれぞれ意見があり結局製紙パルプは王子、勇弘、旭川、鉄鋼は日鋼、日鉄、肥料は東洋高庄、日本化学、造船は函館ドック、セメントは上磯、機械産業は中山機械、電力は北電、石炭は石炭協会等について調査することとし、明日午前十時より各工場の在札事務所の代表者の出席を求め趣旨を説明することに決定、なお現地調査の時期は九月早々とし、このことについては商工委員長に連絡することとし、

② 次に国税、地方税を通じての特別措置に關する中央折衝のための資料については、北海道の国税の内訳、固定資産税、市町村民税等について行おうとし、午後零時二十十分散会。

○八月十二日 午前十時四十分

第三委員会において工鉦電力財政金
融小委員会を開議。

西田(信)主査(自)より、工場調査のため各工場の在札事務所の代表の参集を求めた趣旨を述べ、四十栄委員(協俱)より、調査の趣旨について補足説明があつて、各参集者の意見を求め、北海道経営者協会、帝國石油、国策パルプ、日本石炭協会、王子製紙、東洋高圧、北海道電力株式会社、富士製鉄、北海道石炭鉱業会、日本セメントの各代表者よりそれぞれ意見及び調査内容についての質疑があり、西田主査(自)桑野(自)四十栄(協俱)委員よりそれぞれ応答、午後零時三十分散会。

運輸交通文化厚生小委員会

○八月十一日 午後二時十三分

議長副室において運輸交通文化厚生
小委員会を開議。

① 宮津主査(自)より、三十年度離島振興計画を議題に供し、四十栄(協俱)長沢(社右)山内(労)各委員より、質疑及び意見があり、総合開発委員会事務局係員より答弁があつて、同計画書を了承することに決定。

② 次に八月二十七日開催予定の離島振興審議会に出席の委員派遣について諮り、四十栄委員(協俱)を派遣することとし、日程は八月十三日から十九日まで七日間と決定。

③ 次に小委員会の運営について諮り、四十栄委員(協俱)より、道路網の計画、港湾の整備及び航路の整備等について関係者より意見を聴取し構想を樹立すべき旨の意見があり、なお運営については二十三日の委員会において協議することとし、午後三時十五分散会。

農林水産小委員会

○八月二十三日 午後四時三十分

第一委員会において農林水産小
員会を開議。

児玉主査(自)より、泥炭地開発特殊気象地域の開発促進についてはまだ一致した意見もでておらず、関係当局者の意見を聴取し、一つの方向を見出だしたい旨を述べ、西村委員(社左)より、町村構想と事務当局案との相違について、宮北委員(協俱)より、フランス調査団に対する道企画室の態度及び開発庁次長、副主幹を交えて泥炭地開発問題を検討すべき旨の意見があり、明日、企画室長、農地開発部長、開発局計画課長、同技官の出席を求め説明を聴取することとし、午後四時五十一分散会。

○八月二十四日 午前十時二十五分

第一委員会において農林水産小
委員会を開議。

① 児玉主査(自)より、石狩川流域及び根釧原野等の泥炭地並びに未開発地帯開発の問題を議題に供し、宮北委員(協俱)より、(1)フランス調査団の調査から受けた感じについて、(2)資料作製の問題及び道の調査費予算の計上について、二瓶委員(協俱)より、特殊公社による石狩川流域開発の問題について、西村委員(社左)より、(1)世界銀行、フランス調査団の調査と従来計画との相違について(2)根釧原野開発における調査団の構想について、(3)総理大臣に進言している町村構想について、(4)石狩川流域開発における外資導入計画について(関連して宮北委員(協俱)より、外資導入と国費予算の関係について質疑あり)(5)開発庁の調査費について質疑があり、農地開発部長、企画室調査員、開発局計画課長、開発局技官より答弁、暫時休憩、午後零時五十三分再開。

② ついで二瓶委員（協俱）より、開発局と道の資料の喰違いの調整について質疑があり、開発局計画課長、企画室調査員より答弁があったが、道で作成する資料の原案を委員会では審査する時間がないのでそのまま開発局に提出することに決し、

③ 次に二瓶委員（協俱）より、(1)釧路地区に対する特別設計試験について、(2)開拓者の越冬準備に対する対策について、西村委員（社左）より、入植地の選定の問題について質疑があり、農地開拓部長、開発局計画課長より答弁、ついで宮北委員（協俱）より、調査団の結論は出ていないが、与論の結集を図り対策を打出す必要がある旨及び外資導入と国内資本の問題について意見があり、外資か国内資本かの問題については小委員会でタッチしないこととし、計画については押すということに結論。

④ ついで児玉主査（自）より、本小委員会の希望として、(1)できるだけ多額の調査費を計上して調査を行い開発計画を早急に樹立すること、(2)法律の改正等については専門的に開発庁、道において検討しその案を再検討すべきであるとの考えにたつて開発審議会小委員会に臨みたい旨を述べ、宮北委員（協俱）より、総合的な調査費予算の要求について、西村委員（社左）より、調査の範囲について意見があり、農地開拓部長より応答。

⑤ 次に児玉主査（自）より、(1)特殊気象地帯計画については道より提出の計画を推進すること、(2)地域計画の樹立に必要な調査費の計上を促進すること、(3)法の改正については案を練つてもらつて検討する必要があること、(4)泥炭地問題の計画を了承すること、(5)外資導入を図るか民間資本でゆくかについては国の財政と併せて計画を推進してゆくこととし、当小委員会では外資問題については関与しないことの以上の方針で進むことと致したい旨を述べ、西村（社左）浜森（社右）宮北（協俱）各委員より、外資導入問題についてそれぞれ意見があつて、午後二時四十五分散会。





全国道府県議会連合会

○八月十三日 東京都議会第四委員会室において町村合併促進委員会小委員会を開催、その経過の通り。

一、小委員会委員長に東京都議長を選任決定。

二、情報を交換、各委員よりの意見があつて各県とも現在選挙区の条例制度上非常な困難のあることを再確認。

三、今後の対策について協議

1 本委員会としては合併推進途上に現われる各種の障害等を更に継続検討する要がある。

2 国の地方制度調査会の活動及び中央その他各方面の動きを注視し相互に緊密な連絡をとり、情勢に応じて更に協議する。

3 各委員において新情勢その他会同を必要とする事項が生じた場合は委員長に連絡すること。

等を決定し、この経過を全委員に通知了解を求めるとして閉会。

九都道府県議会議事協議会

○八月二十四、二十五の両日 愛知県議会議事堂において開催、協議事項の通り

1 地方団体における経費の節減について
2 議会運営について

イ、請願取下げ願の事例について

ロ、仮議長の選任（議長委任）の事例について

ハ、関連質問の取扱及び無礼な彌次に対する制裁について

なお、議会費節減の実情、自動車の集中管理、事務協議会の運営、議員報酬及び途職金等々について懇談を行った。





現行條例一覽表

〔昭和二十九年九月一日現在調〕

題名	公布年月日	布 號	施行日	改正		備考
				年月日	番 號	
農産物検査費予備基金条例	昭二、三、元	第一号	昭二、四、一			
水産物検査費予備基金条例	昭二、三、三	第二号	昭二、四、一			
林産物検査費予備基金条例	昭二、三、三	第三号	昭二、四、一			
恩賜開拓奨励資金条例	昭二、三、五	第九号	昭二、二、二五			
北海道選挙管理委員の報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例	昭三、二、一五	第六号	公布の日	昭三、二、一五	第一二八二〇七四三二一 五四九八一五九三三 号号号号号号号号号号	
北海道議会議員を選挙すべき各選挙区における議員数条例	昭三、二、五	第七号	次の総選挙から施行	昭三、二、五	第一七七一 七八一六 号号号号号号	

市としての要件に関する条例	専門委員の報酬額及び費用弁償額並びにその支給条例	北海道立病院及び診療所使用料並びに手数料条例	北海道立保健所使用料条例	北海道監査委員に関する条例	北海道監査委員の報酬額、費用弁償給料額及び旅費額並びにその支給条例	北海道知事、副知事、出納長及び副出納長の給料額及び旅費額並びにその支給条例	北海道副出納長定数条例	北海道副知事定数条例	北海道議会常任委員会及び特別委員会条例
昭三、三、二七	昭三、一、九	昭三、一〇、九	昭三、一〇、四	昭三、九、九	昭三、七、二四	昭三、七、二四	昭三、七、二四	昭三、七、二四	昭三、七、三
第九号	第七号	第一八号	第一六号	第一四号	第一〇号	第九号	第八号	第七号	第六号
公布の日	昭三、二、二五から適用	公布の日	公布の日	公布の日	公布の日	公布の日	公布の日	公布の日	公布の日
	昭三、三、二六	昭三、二、八		昭三、三、二六	昭三、三、二六	昭三、三、二六			昭三、三、二七
	第一四二号	第七五号		第一四二号	第一四二号	第一四二号			第一四二号

題名	公 年 月 日	布 番 號	施 行 日	改 正		備 考
				年 月 日	番 號	
町としての要件に関する条例	昭三、三、七	第一〇号	公布の日			
「財政事情」の作成及び公表に関する条例	昭三、四、七	第一五号	公布の日			
保健所設置条例	昭三、四、六	第一六号	公布の日	昭三、三、三〇	第一〇号	
北海道公安委員の報酬額及び費用弁償額並びにその支給条 例	昭三、五、五	第二一号	昭三、三、七	昭三、五、二〇	第二一号	
	昭三、七、二〇	第三二号	公布の日	昭三、七、二〇	第三二号	
児童相談所の設置	昭三、七、二〇	第三二号	公布の日	昭三、七、二〇	第三二号	
道議会の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例	昭三、七、二〇	第三三号	昭三、四、一から 適用	昭三、七、二〇	第三三号	
北海道災害救助基金条例	昭三、七、二〇	第三七号	昭三、二、三〇か ら適用	昭三、七、二〇	第三七号	
風俗営業取締法施行条例	昭三、九、二〇	第三九号	公布の日	昭三、九、二〇	第三九号	

北海道恩給条例臨時特例	北海道議會議員報酬及び費用弁償条例	北海道立診療所条例	北海道立病院条例	北海道地方競馬登録条例	北海道支庁設置条例	北海道立農業試験場分析手数料条例	北海道地方競馬実務条例	北海道地方競馬騎手免許手数料条例
昭三、三、四	昭三、九、元	昭三、一〇、三	昭三、一〇、三	昭三、九、三	昭三、九、七	昭三、九、三	昭三、九、三	昭三、九、三
第六六号	第五七号	第五四号	第五三号	第四七号	第四四号	第四二号	第四一号	第四〇号
昭三、七、一から適用	昭三、七、八から適用	昭三、八、一から適用	昭三、八、一から適用	昭三、九、一〇から適用	昭三、一〇、一〇適用	昭三、四、一から適用	昭三、九、一〇から適用	昭三、九、一〇から適用
昭六、七、〇、三	昭六、七、〇、三	昭六、七、〇、三	昭六、七、〇、三	昭六、七、〇、三	昭六、七、〇、三	昭六、七、〇、三	昭六、七、〇、三	昭六、七、〇、三
第一二七号	第一〇九号	第一一七号	第一一九号	第一四七号	第一〇五号	第一四四号	第一〇七号	第一〇四号

題名	公布		施行日	改正		備考
	年月日	番號		年月日	番號	
北海道教育委員会教育長の給料額及び旅費額並びにその支給方法に関する条例	昭三、三、三〇	第六九号	昭三、二、一か ら適用	昭三、三、三〇 昭三、三、三〇 昭三、三、三〇 昭三、三、三〇 昭三、三、三〇 昭三、三、三〇 昭三、三、三〇	第一〇九六 第一〇九六 第一〇九六 第一〇九六 第一〇九六 第一〇九六 第一〇九六	
北海道教育委員会の委員の報酬及び費用弁償条例	昭三、三、三〇	第七〇号	昭三、二、一か ら適用	昭三、三、三〇 昭三、三、三〇 昭三、三、三〇 昭三、三、三〇 昭三、三、三〇 昭三、三、三〇 昭三、三、三〇	第一〇八五 第一〇八五 第一〇八五 第一〇八五 第一〇八五 第一〇八五 第一〇八五	
公衆浴場法施行条例	昭二、一、二	第三号	公布の日	昭二、一、二 昭二、一、二 昭二、一、二 昭二、一、二 昭二、一、二 昭二、一、二 昭二、一、二	第一〇七三 第一〇七三 第一〇七三 第一〇七三 第一〇七三 第一〇七三 第一〇七三	
旅館業法施行条例	昭二、一、二	第四号	公布の日	昭二、一、二 昭二、一、二 昭二、一、二 昭二、一、二 昭二、一、二 昭二、一、二 昭二、一、二	第一〇八二 第一〇八二 第一〇八二 第一〇八二 第一〇八二 第一〇八二 第一〇八二	
興行場法施行条例	昭二、一、二	第五号	公布の日	昭二、一、二 昭二、一、二 昭二、一、二 昭二、一、二 昭二、一、二 昭二、一、二 昭二、一、二	第一〇八一 第一〇八一 第一〇八一 第一〇八一 第一〇八一 第一〇八一 第一〇八一	
北海道玩具用煙火取締条例	昭二、一、二	第七号	公布の日	昭二、一、二 昭二、一、二 昭二、一、二 昭二、一、二 昭二、一、二 昭二、一、二 昭二、一、二	第一〇九〇 第一〇九〇 第一〇九〇 第一〇九〇 第一〇九〇 第一〇九〇 第一〇九〇	
北海道立水産試験場手数料及び使用料条例	昭二、一、二	第八号	昭三、四、一から 適用	昭二、一、二 昭二、一、二 昭二、一、二 昭二、一、二 昭二、一、二 昭二、一、二 昭二、一、二	第一〇八八 第一〇八八 第一〇八八 第一〇八八 第一〇八八 第一〇八八 第一〇八八	
投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例	昭二、一、二	第九号	昭二、二、二か ら適用	昭二、一、二 昭二、一、二 昭二、一、二 昭二、一、二 昭二、一、二 昭二、一、二 昭二、一、二	第一〇九二 第一〇九二 第一〇九二 第一〇九二 第一〇九二 第一〇九二 第一〇九二	
北海道甜菜採種圃条例	昭二、三、三〇	第一一号	公布の日	昭二、三、三〇 昭二、三、三〇 昭二、三、三〇 昭二、三、三〇 昭二、三、三〇 昭二、三、三〇 昭二、三、三〇	第一〇九八 第一〇九八 第一〇九八 第一〇九八 第一〇九八 第一〇九八 第一〇九八	

北海道貿易館条例	昭二四、三、七	第一四号	公布の日			
北海道立性病病院条例	昭二四、三、三	第一七号	昭二四、四、一	昭二五、二、二	昭二六、一、二	昭二七、三、二
北海道家畜市場取締条例	昭二四、四、一〇	第一九号	公布の日			
北海道立種畜場及び北海道立種羊場種畜使用料及び手数料条例	昭二四、四、一〇	第二一号	公布の日	昭二五、二、二	昭二六、一、二	昭二七、三、二
北海道立種畜場及北海道立種羊場家畜血統証明手数料条例	昭二四、四、一〇	第二二号	公布の日	昭二五、二、二	昭二六、一、二	昭二七、三、二
關六、關牛、關鶏等取締条例	昭二四、六、五	第三五号	公布の日			
北海道立札幌労働会館条例	昭二四、六、一	第三六号	公布の日	昭二六、四、一	昭二七、三、二	昭二八、五、二
北海道立札幌労働会館使用条例	昭二四、六、一	第三七号	公布の日	昭二六、四、一	昭二七、三、二	昭二八、五、二
北海道有財産条例	昭二四、七、五	第四一号	公布の日	昭二六、九	昭二七、三、二	昭二八、五、二
議会の議決又は住民の一般投票に付すべき財産、營造物又は議会の議決に付すべき契約に關する条例	昭二四、七、六	第四二号	公布の日	昭二六、九	昭二七、三、二	昭二八、五、二
北海道工鉦業振興機械類購入貸付条例	昭二四、七、一〇	第四三号	昭二四、四、一から適用	昭二五、八	昭二六、九	昭二七、三、二
北海道委託衛生試験条例	昭二四、七、三	第四五号	昭二四、四、一から適用	昭二五、八	昭二六、九	昭二七、三、二
建設業法に基づく参考人の費用弁償条例	昭二四、八、九	第四九号	昭二四、八、一〇	昭二五、八	昭二六、九	昭二七、三、二
北海道普通河川及び提防敷地条例	昭二四、九、一	第五一号	公布の日			
北海道立労働科学研究所条例	昭二四、八、三〇	第五三号	公布の日			

題名	年月日	地布	施行日	改正	番號	備考
北海道立衛生研究所条例	昭二四、九、三	第五六号	公布の日			
北海道議会の議決事件に関する条例	昭二四、八、二五	第五七号	公布の日			
北海道職員定数条例	昭二四、八、二五	第五八号	公布の日 昭二四、七、一から 適用	昭二四、八、二五	第七号	
				昭二四、八、二五	第八号	
				昭二四、八、二五	第九号	
				昭二四、八、二五	第十号	
				昭二四、八、二五	第十一号	
				昭二四、八、二五	第十二号	
北海道胞衣及び産わい物処理条例	昭二四、九、四	第六〇号	公布の日			
北海道立義務講習所条例	昭二四、九、六	第六一号	公布の日			
北海道立農業講習所条例	昭二四、九、六	第六二号	公布の日			
北海道物品貸付及び譲渡等に関する条例	昭二四、九、七	第六七号	公布の日	昭二六、三、三〇	第五号	
北海道立農業技術講習所条例	昭二四、九、七	第六八号	公布の日			
北海道牛馬籍条例	昭二四、八、二五	第六九号	公布の日			

北海道立林業講習所条例	昭二四、六、二第七〇号	公布の日			
北海道立林業指導所条例	昭二四、九、二第七一号	公布の日	昭二四、九、三	第九九号	
北海道立学校部分林設定条例	昭二四、九、二第七二号	公布の日 適用 昭二四、四、一から			
北海道有林野部分林設定条例	昭二四、九、二第七三号	公布の日 適用 昭二四、四、一から			
北海道沿岸水域の工事取締条例	昭二四、九、二第七四号	公布の日	昭二四、七、一	第九三五号	
北海道営自転車競技条例	昭二四、九、二第七八号	公布の日	昭二四、七、一	第九三五号	
北海道社会教育委員の定数及び任期に関する条例	昭二四、九、二第八〇号	公布の日	昭二四、七、一	第九三五号	
北海道立工業試験場条例	昭二四、九、二第八四号	公布の日	昭二四、七、一	第九三五号	
北海道立食糧營養研究所条例	昭二四、九、二第八五号	公布の日	昭二四、七、一	第九三五号	
北海道立農業協同組合講習所条例	昭二四、九、二第八八号	公布の日	昭二四、七、一	第九三五号	
北海道議会職員定数条例	昭二四、八、二第八九号	公布の日	昭二四、七、一	第九三五号	
北海道渡船場取締条例	昭二四、一〇、三第九〇号	公布の日			
北海道立水産練習所条例	昭二四、一〇、七第九一号	公布の日			
北海道立登別労働者保養所条例	昭二四、一〇、一第九八号	公布の日	昭二四、四、一	第一六号	
北海道漁船機関製作設備機械類貸付条例	昭二五、二、四第一二号	公布の日			

題名	公布		施行日	改正		備考
	年月日	番號		年月日	番號	
札幌医科大学条例	昭三、三、三	第四号	公布の日 昭三、三、三 ら適用	昭三、三、三	第一七四号	
北海道魚業卸売市場条例	昭三、三、三	第六号	昭三、四、一 適用	昭三、三、三	第二六六号	
北海道学校法人助成手続条例	昭三、四、一	第一二号	公布の日	昭三、四、一	第二九六号	
北海道生業資金貸付条例	昭三、四、一	第一四号	公布の日	昭三、四、一	第一五九号	
札幌医科大学附属病院使用料条例	昭三、四、一	第二一号	昭三、四、一			
北海道医薬品等検査済証交付条例	昭三、四、三	第二四号	公布の日	昭三、二	第八九号	
北海道急性中毒患者届出条例	昭三、四、三	第二五号	昭三、四、三			
北海道地方労働委員会委員等の報酬及び費用弁償条例	昭三、四、三	第二六号	公布の日 昭三、四、三 ら適用	昭三、四、三	第一七一号	
北海道営札幌競輪場設置及び管理条例	昭三、四、三	第二七号	公布の日	昭三、四、三	第一八七号	
北海道診療所使用料条例	昭三、五、三	第三〇号	公布の日			
北海道有林野産物処分特別に関する条例	昭三、四、二	第三二号	公布の日			
北海道林産物検査条例	昭三、六、四	第三七号	昭三、六、四	昭三、六、四	第七五号	

題名	公布		施行日	改正		備考
	年月日	番號		年月日	番號	
北海道陸運事務所設置条例	昭 三、八、三	第五八号	公布の日			
北海道立種畜場条例	昭 三、二、九	第五九号	公布の日			
北海道立種羊場条例	昭 三、二、九	第六〇号	公布の日			
北海道水洗便所等取締条例	昭 三、二、四	第六四号	公布の日			
北海道小型漁船機関貸付条例	昭 三、二、三	第六七号	公布の日			
北海道立水産試験場条例	昭 三、二、三	第六八号	公布の日 昭 三、四、一から 適用			
北海道屋外広告物条例	昭 三、二、三	第七〇号	公布の日 昭 三、六、一から 適用	昭 三、一	第三一号	
北海道立林業指導所木材加工手数料条例	昭 三、二、三	第七二号	公布の日 昭 三、四、一から 適用	昭 三、一	第三号	
北海道立療養所条例	昭 三、二、三	第七八号	公布の日	昭 三、三、一 昭 三、三、二 昭 三、三、三 昭 三、三、四	第三六三 第三六〇 第三九一 第三九三 第三九四 第三九号	
精神衛監鑑定医の報酬及び費用弁償条例	昭 三、二、三	第七九号	公布の日 昭 三、七、一から 適用			
北海道立教員保養所使用料条例	昭 三、二、三	第七七号	公布の日 昭 三、四、一から 適用	昭 三、三、一 昭 三、三、二 昭 三、三、三 昭 三、三、四 昭 三、三、五 昭 三、三、六 昭 三、三、七 昭 三、三、八 昭 三、三、九	第五八五 第五八三 第五八二 第五八四 第五八五 第五八六 第五八七 第五八八 第五八九 第五九〇 第五九一 第五九二 第五九三 第五九四 第五九五 第五九六 第五九七 第五九八 第五九九 第六〇〇 第六〇一 第六〇二 第六〇三 第六〇四 第六〇五 第六〇六 第六〇七 第六〇八 第六〇九 第六一〇 第六一一 第六一二 第六一三 第六一四 第六一五 第六一六 第六一七 第六一八 第六一九 第六二〇 第六二一 第六二二 第六二三 第六二四 第六二五 第六二六 第六二七 第六二八 第六二九 第六三〇 第六三一 第六三二 第六三三 第六三四 第六三五 第六三六 第六三七 第六三八 第六三九 第六四〇 第六四一 第六四二 第六四三 第六四四 第六四五 第六四六 第六四七 第六四八 第六四九 第六五〇 第六五一 第六五二 第六五三 第六五四 第六五五 第六五六 第六五七 第六五八 第六五九 第六六〇 第六六一 第六六二 第六六三 第六六四 第六六五 第六六六 第六六七 第六六八 第六六九 第六七〇 第六七一 第六七二 第六七三 第六七四 第六七五 第六七六 第六七七 第六七八 第六七九 第六八〇 第六八一 第六八二 第六八三 第六八四 第六八五 第六八六 第六八七 第六八八 第六八九 第六九〇 第六九一 第六九二 第六九三 第六九四 第六九五 第六九六 第六九七 第六九八 第六九九 第七〇〇 第七〇一 第七〇二 第七〇三 第七〇四 第七〇五 第七〇六 第七〇七 第七〇八 第七〇九 第七一〇 第七一一 第七一二 第七一三 第七一四 第七一五 第七一六 第七一七 第七一八 第七一九 第七二〇 第七二一 第七二二 第七二三 第七二四 第七二五 第七二六 第七二七 第七二八 第七二九 第七三〇 第七三一 第七三二 第七三三 第七三四 第七三五 第七三六 第七三七 第七三八 第七三九 第七四〇 第七四一 第七四二 第七四三 第七四四 第七四五 第七四六 第七四七 第七四八 第七四九 第七五〇 第七五一 第七五二 第七五三 第七五四 第七五五 第七五六 第七五七 第七五八 第七五九 第七六〇 第七六一 第七六二 第七六三 第七六四 第七六五 第七六六 第七六七 第七六八 第七六九 第七七〇 第七七一 第七七二 第七七三 第七七四 第七七五 第七七六 第七七七 第七七八 第七七九 第七八〇 第七八一 第七八二 第七八三 第七八四 第七八五 第七八六 第七八七 第七八八 第七八九 第七九〇 第七九一 第七九二 第七九三 第七九四 第七九五 第七九六 第七九七 第七九八 第七九九 第八〇〇 第八〇一 第八〇二 第八〇三 第八〇四 第八〇五 第八〇六 第八〇七 第八〇八 第八〇九 第八一〇 第八一一 第八一二 第八一三 第八一四 第八一五 第八一六 第八一七 第八一八 第八一九 第八二〇 第八二一 第八二二 第八二三 第八二四 第八二五 第八二六 第八二七 第八二八 第八二九 第八三〇 第八三一 第八三二 第八三三 第八三四 第八三五 第八三六 第八三七 第八三八 第八三九 第八四〇 第八四一 第八四二 第八四三 第八四四 第八四五 第八四六 第八四七 第八四八 第八四九 第八五〇 第八五一 第八五二 第八五三 第八五四 第八五五 第八五六 第八五七 第八五八 第八五九 第八六〇 第八六一 第八六二 第八六三 第八六四 第八六五 第八六六 第八六七 第八六八 第八六九 第八七〇 第八七一 第八七二 第八七三 第八七四 第八七五 第八七六 第八七七 第八七八 第八七九 第八八〇 第八八一 第八八二 第八八三 第八八四 第八八五 第八八六 第八八七 第八八八 第八八九 第八九〇 第八九一 第八九二 第八九三 第八九四 第八九五 第八九六 第八九七 第八九八 第八九九 第九〇〇 第九〇一 第九〇二 第九〇三 第九〇四 第九〇五 第九〇六 第九〇七 第九〇八 第九〇九 第九一〇 第九一一 第九一二 第九一三 第九一四 第九一五 第九一六 第九一七 第九一八 第九一九 第九二〇 第九二一 第九二二 第九二三 第九二四 第九二五 第九二六 第九二七 第九二八 第九二九 第九三〇 第九三一 第九三二 第九三三 第九三四 第九三五 第九三六 第九三七 第九三八 第九三九 第九四〇 第九四一 第九四二 第九四三 第九四四 第九四五 第九四六 第九四七 第九四八 第九四九 第九五〇 第九五一 第九五二 第九五三 第九五四 第九五五 第九五六 第九五七 第九五八 第九五九 第九六〇 第九六一 第九六二 第九六三 第九六四 第九六五 第九六六 第九六七 第九六八 第九六九 第九七〇 第九七一 第九七二 第九七三 第九七四 第九七五 第九七六 第九七七 第九七八 第九七九 第九八〇 第九八一 第九八二 第九八三 第九八四 第九八五 第九八六 第九八七 第九八八 第九八九 第九九〇 第九九一 第九九二 第九九三 第九九四 第九九五 第九九六 第九九七 第九九八 第九九九 第一〇〇〇	
北海道立農業試験場条例	昭 三、二、三	第九一号	公布の日			
北海道建築審査会条例	昭 三、二、三	第八八号	公布の日 昭 三、二、三から 適用	昭 三、一、五	第三七号	

題名	公布		施行日	改正		備考
	年月日	番號		年月日	番號	
北海道建築基準法施行条例	昭六、四、一	第三四号	昭六、五、一	昭三、七、三		
北海道水源林野道行造林条例	昭六、四、二	第三八号	昭三、四、一から 昭三、四、一から 適用	昭三、七、三 昭六、四、一 昭六、一〇、三	第六三 第六八 第一八号	
北海道静和園条例	昭六、四、一	第三九号	公布の日			
北海道漁業権証券資金化に関する調査条例	昭六、八、三	第四一号	公布の日	昭六、一	第三三号	
北海道特設水道取締条例	昭六、九、一	第四四号	公布の日	昭六、四、一	第六四号	
北海道農産物受権条例	昭六、九、一	第五一号	公布の日	昭六、七、三 昭六、一〇、三	第五七 第一二四号	
北海道人事委員会委員の給料額、旅費額、報酬額及び費用弁償額並びにその支給条例	昭六、八、元	第五三号	公布の日	昭六、三、三 昭六、三、三 昭六、四、一	第九七 第一二五 第七〇号	
北海道結核診査協議会条例	昭六、九、七	第五九号	公布の日	昭六、一、七	第三七号	
北海道有林野条例	昭六、九、一	第六四号	知事の定める日	昭六、一	第三六号	
北海道立家畜人工授精所条例	昭六、九、一	第六八号	公布の日	昭六、八、一	第六八号	
北海道蚕養取締条例	昭六、九、一	第六九号	公布の日			
道が施行する港湾工事により生ずる土地又は工作物の譲与又は貸付条例	昭六、九、一	第七〇号	公布の日			
北海道税務手当条例	昭六、九、二	第七二号	公布の日 昭六、四、一から 適用	昭六、四、二	第八一号	
北海道水防協議会条例	昭六、九、二	第七三号	公布の日	昭六、一	第三七号	

北海道国民健康保険診療報酬審査委員会審査手数料条例	昭 六、二、六	第七八号	公布の日		昭 六、八、一 三 第一六一号
北海道産業教育審議会委員定数条例	昭 六、二、三	第八〇号	公布の日		
北海道火気取締条例	昭 六、二、三	第八七号	公布の日		
北海道立農業講習所種畜使用料条例	昭 六、三、五	第九〇号	公布の日		
北海道道区条例	昭 六、三、三	第九一号	昭 六、三、七		
北海道射撃場取締条例	昭 七、一、九	第一号	昭 七、一、一	昭 七、七	第七〇号
収用委員会委員及び予備委員給与条例	昭 七、一、五	第六号	公布の日		
土地収用法に基く鑑定人及び参考人の旅費及び手当条例	昭 七、一、五	第七号	公布の日		
北海道立水産業協同組合講習所条例	昭 七、一、五	第八号	公布の日		
北海道調理士条例	昭 七、四、三	第一三三号	昭 七、五、一		
北海道乙種看護婦試験委員条例	昭 七、四、三	第一五号	公布の日		
北海道立ブロック建築指導所条例	昭 七、四、五	第一九号	公布の日		
北海道立ブロック建築指導所使用料及び手数料条例	昭 七、四、五	第二〇号	公布の日	昭 六、四、一	第七三三号
北海道建築士法施行条例	昭 七、四、六	第二一号	公布の日 昭 七、四、一から 適用		
北海道精神衛生相談所条例	昭 七、四、七	第二三三号	公布の日		

題名	公布		施行日	改正		備考
	年月日	番號		年月日	番號	
北海道建築設計、診断及び指導手数料条例	昭三〇、四、七	第二四号	公布の日			
札幌医科大学体育館使用条例	昭三〇、五、二	第二八号	公布の日			
北海道立水産孵化場条例	昭三〇、五、二	第三三号	公布の日 適用 昭三〇、四、一から			
北海道立工業試験場使用料及び手数料条例	昭三〇、五、二	第三四号	公布の日 適用 昭三〇、四、一から			
北海道ボーリング手数料条例	昭三〇、五、二	第三五号	公布の日			
北海道農業委員会出頭者旅費支給条例	昭三〇、五、二	第三六号	公布の日			
北海道人事委員会に出頭する証人等の費用弁償条例	昭三〇、五、二	第三八号	公布の日			
合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例	昭三〇、六、三	第四五号	公布の日 昭三〇、四、三から適用	昭三〇、三、三	第九九号	
十勝沖地震被害者に対するる道税の減免等に関する条例	昭三〇、七、一五	第四八号	公布の日			
北海道立農業研究所条例	昭三〇、七、七	第五〇号	公布の日			
北海道身体障害者更生相談所設置条例	昭三〇、七、七	第五一号	昭三〇、八、一			
公立高等学校で夜間において授業を行う課程を置くものの職員に対する夜間勤務手当の支給に関する条例	昭三〇、七、七	第五二号	公布の日 昭三〇、七、一から適用			
日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除及び出納長等の賠償の責任に基づく債務の免除に関する条例	昭三〇、七、三	第五九号	公布の日 昭三〇、四、一から適用			
北海道職員の分限についての手続及び効果に関する条例	昭三〇、七、三	第六〇号	公布の日			

北海道職員の懲戒の手續及び効果に関する条例	昭三、七、三 第六一号	公布の日			
建築士法による参考人の費用支給条例	昭三、七、三 第六二号	公布の日			
北海道立精神病院条例	昭三、七、六 第六四号	昭三、九、一 昭三、四、一	昭三、四、一 第七号		
北海道工業誘致条例	昭三、七、六 第六五号	公布の日 適用 昭三、四、一から			
北海道種馬鈴しよ生産販売取締条例	昭三、七、七 第六七号	公布の日			
北海道高圧ガス及び火薬類等の試験分析及び鑑定等に関する手数料並びに使用料条例	昭三、七、七 第六八号	公布の日			
北海道改良普及員資格試験条例	昭三、七、七 第六九号	公布の日	昭三、二、一、七 第一二八号		
北海道商品展示所設置条例	昭三、七、七 第七一号	公布の日			
北海道原料乳検査条例	昭三、七、七 第七二号	公布の日 適用 昭三、四、一から	昭三、四、一、七 第六〇〇号		
北海道宅地建物取引業者登録手数料条例	昭三、九、六 第七三号	公布の日	昭三、八、一 第五〇号		
北海道立保健婦学院条例	昭三、九、二 第七四号	公布の日 適用 昭三、九、一から	昭三、四、一、七 第七六号		
北海道職員の給与に関する条例	昭三、九、二 第七五号	公布の日	昭三、三、一、七 第五一、二、一、七 第五二、一、七 第五三、一、七 第五四、一、七 第五五、一、七 第五六、一、七 第五七、一、七 第五八、一、七 第五九、一、七		
北海道職員の勤務時間及び休暇等に関する条例	昭三、九、二 第七七号	公布の日	昭三、七、一 第二九号		
北海道学校職員の給与に関する条例	昭三、九、二 第七八号	公布の日	昭三、三、一、七 第一〇二、一、七 第一〇三、一、七 第一〇四、一、七 第一〇五、一、七 第一〇六、一、七 第一〇七、一、七 第一〇八、一、七 第一〇九、一、七 第一一〇、一、七 第一一一、一、七 第一一二、一、七 第一一三、一、七 第一一四、一、七 第一一五、一、七 第一一六、一、七 第一一七、一、七 第一一八、一、七 第一一九、一、七 第一二〇、一、七 第一二一、一、七 第一二二、一、七 第一二三、一、七 第一二四、一、七 第一二五、一、七 第一二六、一、七 第一二七、一、七 第一二八、一、七 第一二九、一、七 第一三〇、一、七 第一三一、一、七 第一三二、一、七 第一三三、一、七 第一三四、一、七 第一三五、一、七 第一三六、一、七 第一三七、一、七 第一三八、一、七 第一三九、一、七 第一四〇、一、七 第一四一、一、七 第一四二、一、七 第一四三、一、七 第一四四、一、七 第一四五、一、七 第一四六、一、七 第一四七、一、七 第一四八、一、七 第一四九、一、七 第一五〇、一、七 第一五一、一、七 第一五二、一、七 第一五三、一、七 第一五四、一、七 第一五五、一、七 第一五六、一、七 第一五七、一、七 第一五八、一、七 第一五九、一、七 第一六〇、一、七 第一六一、一、七 第一六二、一、七 第一六三、一、七 第一六四、一、七 第一六五、一、七 第一六六、一、七 第一六七、一、七 第一六八、一、七 第一六九、一、七 第一七〇、一、七 第一七一、一、七 第一七二、一、七 第一七三、一、七 第一七四、一、七 第一七五、一、七 第一七六、一、七 第一七七、一、七 第一七八、一、七 第一七九、一、七 第一八〇、一、七 第一八一、一、七 第一八二、一、七 第一八三、一、七 第一八四、一、七 第一八五、一、七 第一八六、一、七 第一八七、一、七 第一八八、一、七 第一八九、一、七 第一九〇、一、七 第一九一、一、七 第一九二、一、七 第一九三、一、七 第一九四、一、七 第一九五、一、七 第一九六、一、七 第一九七、一、七 第一九八、一、七 第一九九、一、七 第二〇〇、一、七		
市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例	昭三、九、二 第七九号	公布の日	昭三、三、一、七 第一四八号		

題名	公布		施行日	改正		備考
	年月日	番號		年月日	番號	
北海道学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例	昭三、九、二〇	第八〇号	公布の日			
市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例	昭三、九、二〇	第八一号	公布の日			
北海道病虫害防除所設置等に関する条例	昭三、九、三	第八三号	公布の日			
北海道夏期大学講座手数料条例	昭三、九、六	第八六号	公布の日 適用 昭三、八、一から			
北海道受胎調節認定講習受講手数料条例	昭三、九、六	第八八号	公布の日			
北海道部設置条例	昭三、九、三〇	第九一号	公布の日			
北海道海区漁業調整委員会等の委員の報酬及び費用弁償条例	昭三、三、三〇	第一〇三号	公布の日			
北海道地方労働委員会から出頭を求められた者の費用弁償の額及び支給に関する条例	昭三、三、三〇	第一〇五号	公布の日	昭三、三	第一二二号	
北海道農業委員会委員の報酬及び費用弁償条例	昭三、三、三〇	第一一七号	公布の日 適用 昭三、九、一から			
北海道広報委員会条例	昭三、一、七	第一号	公布の日 適用 昭三、九、一から			
北海道総合開発委員会条例	昭三、一、七	第二号	公布の日 適用 昭三、九、一から			
北海道科学技術審議会条例	昭三、一、七	第三号	公布の日 適用 昭三、九、一から			
北海道道民所得調査委員会条例	昭三、一、七	第四号	公布の日 適用 昭三、九、一から			
北海道未開発地域開発促進委員会条例	昭三、一、七	第五号	公布の日			

北海道社会福祉審議会条例	昭 六、一、七 第六号	公布の日 昭 六、九、一から 適用	昭 六、四、三〇 第二一号	
北海道結核対策委員会条例	昭 六、一、七 第八号	公布の日 昭 六、九、一から 適用		
北海道商工業振興対策委員会条例	昭 六、一、七 第九号	公布の日 昭 六、九、一から 適用		
北海道合理化金融審査委員会条例	昭 六、一、七 第一〇号	公布の日 昭 六、九、一から 適用		
北海道貿易振興委員会条例	昭 六、一、七 第一一号	公布の日 昭 六、九、一から 適用		
北海道鉱業振興委員会条例	昭 六、一、七 第一二号	公布の日 昭 六、九、一から 適用		
北海道暖房用石炭対策協議会条例	昭 六、一、七 第一三号	公布の日 昭 六、九、一から 適用		
北海道種苗審議会条例	昭 六、一、七 第一四号	公布の日 昭 六、九、一から 適用		
北海道農業振興対策委員会条例	昭 六、一、七 第一五号	公布の日 昭 六、九、一から 適用		
北海道畜産振興審議会条例	昭 六、一、七 第一六号	公布の日 昭 六、九、一から 適用		
北海道地方競馬運営委員会条例	昭 六、一、七 第一七号	公布の日 昭 六、九、一から 適用		
北海道農業協同組合育成審議会条例	昭 六、一、七 第一八号	公布の日 昭 六、九、一から 適用		
北海道労働審議会条例	昭 六、一、七 第一九号	公布の日 昭 六、九、一から 適用	昭 六、一、七 第三号	
北海道職業補導基準策定委員会条例	昭 六、一、七 第二〇号	公布の日 昭 六、九、一から 適用		
札幌都市計画事業東札幌土地区画整理委員会条例	昭 六、一、七 第二一号	公布の日 昭 六、九、一から 適用		

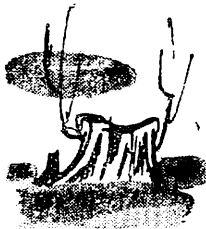
題名	公布		施行日	改正		備考
	年月日	番號		年月日	番號	
北海道水産業協同組合育成強化対策協議会条例	昭 六、 一、 七	第 二二 号	公布の 日 昭 六、 一、 一 から 適用			
北海道漁業損失補償審査委員会条例	昭 六、 一、 七	第 二三 号	公布の 日 昭 六、 一、 一 から 適用			
北海道魚田開発審議会条例	昭 六、 一、 七	第 二四 号	公布の 日 昭 六、 一、 一 から 適用			
北海道林産物対策協議会条例	昭 六、 一、 七	第 二六 号	公布の 日 昭 六、 一、 一 から 適用			
北海道附属機関構成員その他非常勤職員報酬及び費用弁償 条例	昭 六、 一、 七	第 三七 号	公布の 日 昭 六、 一、 一 から 適用	昭 六、 三、 三	第 一三 六号	
北海道職員の旅費に関する条例	昭 六、 一、 〇	第 三八 号	公布の 日	昭 六、 七、 二	第 一四 四号	
北海道学校施設基準策定審議会条例	昭 六、 一、 二	第 四四 号	公布の 日 昭 六、 一、 一 から 適用			
北海道学校保健審議会条例	昭 六、 一、 二	第 四五 号	公布の 日 昭 六、 一、 一 から 適用			
北海道文化賞審議会条例	昭 六、 一、 二	第 四六 号	公布の 日 昭 六、 一、 一 から 適用			
北海道社会教育施設設置審議会条例	昭 六、 一、 二	第 四八 号	公布の 日 昭 六、 一、 一 から 適用			
北海道住宅対策審議会条例	昭 六、 三、 三	第 五一 号	公布の 日 昭 六、 三、 一 から 適用			
北海道職員研修費条例	昭 六、 三、 三	第 四九 号	公布の 日 昭 六、 三、 一 から 適用			
昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の特 別措置に関する条例	昭 六、 四、 一	第 五五 号	公布の 日			
自治紛争調停委員の求めにより出頭した者の費用弁償条例	昭 六、 四、 一	第 五六 号	公布の 日			

北海道水族館条例	昭 六、四、一	第五七号	公布の日					
北海道教育職員免許状授与証明書交付手数料条例	昭 六、四、一	第五八号	公布の日					
北海道通信労働教育講座受講料条例	昭 六、四、一	第六七号	公布の日					
北海道職員の共済制度に関する条例	昭 六、四、一	第六九号	公布の日					
北海道立自治講習所条例	昭 六、四、一	第七二号	公布の日					
主要農作物種子法の実施に関する条例	昭 六、四、二	第八〇号	公布の日	昭 六、八、二	昭 六、八、二	第九五号		
北海道道路占用料徴収条例	昭 六、四、三	第八二号	公布の日 昭 三、三、五か ら適用					
北海道小樽道税事務所条例	昭 六、六、三	第九〇号	昭 六、七、一					
北海道建築用ブロック品質保全条例	昭 六、七、六	第九二号	昭 六、八、七					
北海道健康保険及び船員保険冬季療養担当手当審議会条例	昭 六、七、二	第九八号	公布の日					
北海道文化財保護条例	昭 六、七、二	第九九号	公布の日					
北海道文化財専門委員条例	昭 六、七、二	第一〇〇号	公布の日					
北海道准看護婦試験委員条例	昭 六、七、二	第一一七号	公布の日					
北海道立高等学校の授業料徴収条例	昭 六、七、二	第一二二号	公布の日 昭 六年度から適用	昭 六、四、三	昭 六、四、三	第八号		
北海道職員採用競争試験受験手数料条例	昭 六、七、三	第一二九号	公布の日					

題名	公布		施行日	改正		備考
	年月日	番號		年月日	番號	
北海道管住宅管理条例	昭 二六、一〇、三三	第一三〇号	公布の日			
北海道野犬掃とう、統制条例	昭 二六、一〇、三三	第一三一号	公布の日			
北海道食糧需給対策委員会条例	昭 二六、一〇、三三	第一三四号	公布の日			
北海道町村合併促進審議会条例	昭 二六、三、三六	第一三六号	公布の日			
市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に 関する条例	昭 二六、三、三六	第一四五号	公布の日			
北海道職員退職手当暫定措置条例	昭 二六、三、三六	第一四九号	公布の日 昭二六、六、一以後 の退職に適用	昭 二六、七、七	第三六号	
市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の退職手 当暫定措置条例	昭 二六、三、三六	第一五〇号	公布の日 昭二六、六、一以後 の退職に適用			
第9回国民体育大会開催に伴う遊興飲食税の課税の特例に 関する条例	昭 二六、三、三六	第一五一号	公布の日			
北海道保健所運営協議会条例	昭 二六、一、七	第一号	公布の日			
北海道青少年問題協議会条例	昭 二六、一、七	第二号	公布の日 昭二六、三、一か ら適用			
北海道弟子屈養老院条例	昭 二六、四、三三	第九号	公布の日			
北海道産卵能力検定手数料条例	昭 二六、四、三三	第一〇号	公布の日			
北海道社会福祉館条例	昭 二六、四、三三	第一四号	公布の日			
北海道立種羊場簡易と畜場使用料及び手数料条例	昭 二六、四、一	第一九号	公布の日			

北海道税暫定措置条例	昭二、五、二四 第二〇号	公布の日 昭二年度分の道 税から適用			
北海道警察組織条例	昭二、七、一 第二六号	公布の日			
北海道公安委員会及び方面公安委員会の委員並びに北海道地方警察職員の職務の宣誓に関する条例	昭二、七、一 第二七号	公布の日			
北海道公安委員会及び方面公安委員会の委員の費用弁償条例	昭二、七、一 第二八号	公布の日	昭二、七、二七 第四二号		
北海道警察職員の概算旅費支給に関する暫定条例	昭二、七、一 第三〇号	公布の日			
北海道公安委員会及び警察署長の行う許可等に関する手数料条例	昭二、七、一 第三二号	公布の日			
北海道地方警察職員の定員に関する条例	昭二、七、二七 第三三号	公布の日 昭二、七、一から 適用			
北海道地方警察職員の給与に関する条例	昭二、七、二四 第三四号	公布の日 昭二、七、一から 適用			
北海道地方警察職員の調整手当の支給に関する条例	昭二、七、二七 第三五号	公布の日 昭二、七、一から 適用			
北海道地方警察職員の公務災害補償に関する条例	昭二、七、二七 第三七号	公布の日 昭二、七、一から 適用			
北海道警察官に対する被服の支給及び装置品の貸与に関する条例	昭二、七、二七 第三八号	公布の日 昭二、七、一から 適用			
北海道地方警察職員の臨時待命に関する条例	昭二、七、二七 第三九号	公布の日 昭二、七、一から 適用			
北海道警察の機関の依頼又は要求に応じ公務の遂行を補助する証人等の費用弁償並びに警察官の採用が取り消された者の費用弁償に関する条例	昭二、七、二七 第四〇号	公布の日 昭二、七、一から 適用			
警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律施行条例	昭二、七、二七 第四一号	公布の日 昭二、七、一から 適用			

題名	公布		施行日	改正		備考
	年月日	番號		年月日	番號	
北海道札幌後保護指導所条例	昭元、七、元	第四五号	公布の日			
食品の製造販売行商等衛生条例	昭元、八、二	第四六号	昭元、一〇、二			
北海道立社会福祉館使用条例	昭元、八、一	第五一号	公布の日			
北海道魚菜卸売市場条例	昭元、八、一	第五八号	公布の日			
駐留軍及び自衛隊施設対策委員会条例	昭元、八、一	第六〇号	公布の日			
北海道立札幌中島スポーツセンター条例	昭元、八、一	第六三号	公布の日			
北海道立中島スポーツセンター使用条例	昭元、八、一	第六四号	公布の日			



昭和28年度地方団体の純剰余(不足)額調

(29.8.23 自治庁)

昭和28年度地方団体の純剰余(不足)額調

(29.8.23 自治庁調査課) (単位百万円)

① 昭和27年度との比較 (単位百万円)

	都 道 府 県		五 大 市	
	昭和27年度	昭和28年度	昭和27年度	昭和28年度
赤字団体	35	39	4	4
赤字金額	13,805	24,887	1,226	4,736
黒字団体	11	7	1	1
黒字金額	3,275	1,436	483	438

② 町村についてはこの調査の対象外となつてゐるが、その赤字額を昨年度の39億円の同額と推定すれば、昭和28年度における地方団体の実質赤字額は469億円に達するものとみられてゐる。

区 分	団体数	昭和28年度決算額		実質赤字額 又は純剰余
		歳入総額	歳出総額	
1 都 道 府 県	46	612,952	608,872	4,080
赤 字 団 体	39	498,000	499,233	△ 1,233
線上用を行つた団体	21	222,386	231,664	△ 9,448
線上用を行わなかつたが実質赤字団体	16	275,784	267,869	8,215
黒 字 団 体	7	114,932	109,639	5,293
2 五 大 市	5	62,117	62,908	△ 791
赤 字 団 体	4	50,515	52,409	△ 1,894
線上用を行つた団体	3	41,904	44,156	△ 2,252
線上用を行わなかつたが実質赤字団体	1	8,611	8,253	358
黒 字 団 体	1	11,602	10,499	1,103
3 特 別 区	23	14,819	13,081	1,738
黒 字 団 体	23	14,819	13,081	1,738
4 その他の都市	329	153,926	160,654	△ 6,728
赤 字 団 体	219	102,995	112,324	△ 9,329
線上用を行つた団体	178	79,209	89,041	△ 9,832
線上用を行わなかつたが実質赤字団体	41	23,786	23,283	503
黒 字 団 体	110	50,931	48,329	2,601

備 考

- 1 都道府県、五大市、特別区、その他の都市の赤字額の合計は下記のとおりである。(その他の都市については旭報回答により、又鹿児島県各縣市は未報告のため除いた。)
- 2 地方公共団体合計赤字額は町村分が未報告であるが、町村赤字額を前年度と同額3,910百万円として、現在報告済の都道府県、五大市、特別区、その他の都市の実質的赤字合計額42,982百万円に合算すれば46,892百万円となる。



1 都道府県

都道府県名	昭和		昭和		昭和		昭和		昭和		昭和		昭和		昭和		昭和	
	歳入決算額	歳出額	歳入不足額	歳入超過額	歳入不足額	歳入超過額	歳入不足額	歳入超過額	歳入不足額	歳入超過額	歳入不足額	歳入超過額	歳入不足額	歳入超過額	歳入不足額	歳入超過額	歳入不足額	歳入超過額
北海道	37,710	36,814	△	896	△	861	△	281	△	246	△	481	△	127	△	415	△	119
青森県	8,155	8,452	△	297	△	43	△	192	△	532	△	156	△	370	△	141	△	162
岩手県	9,677	9,862	△	185	△	33	△	360	△	578	△	137	△	528	△	48	△	50
宮城県	11,158	11,932	△	774	△	97	△	347	△	1,218	△	263	△	654	△	511	△	564
秋田県	8,647	9,353	△	706	△	70	△	332	△	1,108	△	97	△	382	△	509	△	726
山形県	9,289	9,309	△	20	△	64	△	327	△	411	△	113	△	151	△	133	△	260
福島県	14,585	14,948	△	363	△	310	△	688	△	1,361	△	4	△	555	△	367	△	806
茨城県	11,204	11,167	△	37	△	66	△	988	△	1,017	△	102	△	782	△	65	△	235
栃木県	9,969	9,353	△	616	△	168	△	286	△	162	△	597	△	32	△	19	△	130
群馬県	9,726	9,353	△	373	△	123	△	339	△	89	△	390	△	38	△	17	△	51
埼玉県	11,386	10,898	△	488	△	237	△	182	△	69	△	265	△	95	△	223	△	26
千葉県	10,881	11,246	△	365	△	116	△	704	△	1,185	△	19	△	973	△	384	△	212
東京都	75,269	71,627	△	3,642	△	3,498	△	1,090	△	946	△	2,595	△	718	△	1,047	△	1,664
神奈川県	17,219	16,035	△	1,184	△	511	△	208	△	465	△	782	△	39	△	402	△	426
新潟県	15,527	16,686	△	1,159	△	233	△	310	△	1,702	△	449	△	915	△	710	△	787
富山県	8,409	8,521	△	112	△	93	△	754	△	959	△	95	△	233	△	17	△	726
石川県	6,318	6,618	△	300	△	59	△	178	△	537	△	310	△	521	△	10	△	16
福井県	7,375	7,163	△	215	△	135	△	427	△	347	△	236	△	151	△	21	△	196
山梨県	7,037	6,929	△	108	△	229	△	178	△	299	△	75	△	166	△	33	△	133
長野県	14,676	15,559	△	883	△	131	△	425	△	1,459	△	413	△	735	△	470	△	704
岐阜県	10,730	10,286	△	444	△	67	△	300	△	77	△	437	△	259	△	7	△	182
静岡県	14,612	14,184	△	428	△	356	△	255	△	183	△	457	△	166	△	29	△	17
愛知県	22,703	21,513	△	1,192	△	1,005	△	466	△	279	△	772	△	426	△	420	△	147
三重県	13,365	13,882	△	517	△	64	△	201	△	782	△	11	△	478	△	528	△	304
滋賀県	6,258	6,065	△	193	△	188	△	29	△	24	△	98	△	21	△	95	△	3
京都府	12,881	14,517	△	1,636	△	56	△	207	△	1,899	△	1,053	△	1,284	△	583	△	615
大阪府	27,086	25,796	△	1,290	△	501	△	205	△	584	△	1,605	△	1,425	△	515	△	841
兵庫県	18,191	18,885	△	694	△	407	△	327	△	1,428	△	1,170	△	1,686	△	476	△	258
奈良県	5,793	5,722	△	71	△	103	△	46	△	78	△	—	△	29	△	71	△	49
和歌山県	14,446	14,442	△	4	△	84	△	1,892	△	1,972	△	156	△	163	△	152	△	1,809
徳島県	4,982	4,976	△	6	△	17	△	99	△	110	△	7	△	136	△	1	△	26
香川県	7,107	7,132	△	25	△	42	△	165	△	232	△	36	△	13	△	61	△	219
愛媛県	9,852	10,016	△	164	△	44	△	106	△	314	△	137	△	32	△	301	△	346
高知県	14,882	14,790	△	92	△	139	△	190	△	237	△	302	△	20	△	210	△	546
福岡県	14,609	14,111	△	498	△	362	△	113	△	23	△	493	△	523	△	5	△	516
佐賀県	7,835	7,924	△	89	△	105	△	242	△	436	△	168	△	117	△	257	△	319
熊本県	6,293	5,978	△	315	△	240	△	152	△	77	△	194	△	27	△	121	△	50
大分県	9,392	9,574	△	182	△	160	△	—	△	342	△	149	△	70	△	69	△	272
宮崎県	7,458	7,191	△	267	△	71	△	293	△	97	△	198	△	183	△	331	△	86
鹿児島県	23,933	23,160	△	773	△	329	△	388	△	56	△	735	△	573	△	38	△	517

地方交付税9月概算交付額

(29.9.10 自治庁発表)

今回の交付額は、さきに決定された本年度普通交付税総額から5月及び6月に交付された額を控除した額の2分の1の額から、8月に繰上げ交付された額を控除した額である。内訳次のとおり。

昭和29年度地方交付税9月交付額調 (単位千円)

都道府県名	道府県分	市町村分	都道府県名	道府県分	市町村分
北海道	844,117	470,640	三重県	160,318	94,425
青森県	266,613	198,451	滋賀県	74,985	46,717
岩手県	324,792	225,924	京都府	—	249,516
宮城県	312,913	196,571	大阪府	—	14,928
秋田県	263,142	194,717	奈良県	—	110,698
山形県	260,435	178,504	和歌山県	139,095	37,629
福島県	340,989	283,933	徳島県	157,505	110,689
茨城県	297,289	213,506	香川県	149,619	65,603
栃木県	231,374	75,171	愛媛県	171,809	115,146
群馬県	245,414	94,847	高知県	212,262	141,687
千葉県	150,005	107,837	福岡県	157,871	154,027
東京都	304,678	153,455	山口県	117,103	79,874
神奈川県	—	35,665	徳島県	239,158	123,796
新潟県	325,570	246,753	香川県	193,432	132,004
富山県	66,875	48,525	愛媛県	238,275	135,814
石川県	185,677	72,869	高知県	249,618	125,676
福井県	139,598	53,405	徳島県	150,061	138,915
岐阜県	205,997	106,461	香川県	169,853	68,550
長野県	313,401	199,317	愛媛県	253,604	150,042
山梨県	145,533	108,843	高知県	275,461	213,159
静岡県	60,573	75,264	徳島県	219,721	108,874
愛知県	—	128,917	高知県	394,602	84,432
和歌山県	—	—	山口県	—	227,125
鳥取県	—	—	徳島県	—	—
島根県	—	—	香川県	—	—
岡山県	—	—	愛媛県	—	—
広島県	—	—	高知県	—	—
山口県	—	—	徳島県	—	—
徳島県	—	—	香川県	—	—
香川県	—	—	愛媛県	—	—
高知県	—	—	高知県	—	—
徳島県	—	—	山口県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県	—	—	愛媛県	—	—
徳島県	—	—	高知県	—	—
香川県	—	—	徳島県	—	—
愛媛県	—	—	香川県	—	—
高知県					

戦後の主要台風災害状況

大蔵省では、このほど戦後の主要台風災害被害状況調査を作成した。これによると、戦後最大の台風は28年の西日本和歌山等をおそつたものなつてゐる。

主要災害名	発生年月	人命被害		家屋被害		田畑被害		租税		所要災害復舊費		昭和28年7月現在の物価換算換算額(千円)	換算率	
		死者(人)	負傷者(人)	全壊(戸)	半壊(戸)	流失(戸)	流失埋没(町)	冠水(町)	土木災害(千円)	農業災害(千円)	その他(千円)			計(千円)
カスリン	22. 9	1,536	1,841	8,764	3,987	404,404	31,752	430,203	10,314,732	5,547,024	560,693	16,422,449	77,678,183	4.73
アイトン	23. 9	850	769	4,167	11,390	99,871	69,860	122,539	31,736,743	6,431,359	931,140	39,099,442	85,236,783	2.18
チアラ	24. 6	417	502	7,939	203	73,624	3,437	49,879	11,923,257	4,778,596	1,163,583	17,865,436	26,440,845	1.48
ヘスター	24. 7	18	21	87	143	11,215	1,087	14,808	346,409	1,949,662	103,930	2,600,001	3,848,001	1.48
キチイ	24. 8	107	223	9,498	—	95,912	2,836	7,119	14,807,411	3,947,264	1,629,801	20,384,476	30,169,024	1.48
ジュチス	24. 8	82	49	321	950	23,463	588	17,608	7,625,941	2,349,549	148,109	10,123,599	14,982,926	1.48
ジュエーン	25. 9	579	10,547	18,737	79,685	566	285,787	32,701	14,059,769	4,771,969	2,510,927	21,342,665	29,452,877	1.38
キジヤ	25. 9	94	456	1,486	5,445	218	151,551	22,686	17,841,593	7,524,890	1,736,192	27,102,675	37,401,691	1.38
ルーヌ	26. 10	819	1,755	12,644	79,119	42,213	100,173	10,085	25,628,816	14,469,963	3,363,919	43,462,698	47,808,967	1.10
グイナ	27. 6	81	98	64	2,076	28	64,676	2,755	6,725,086	3,198,491	489,387	10,413,064	10,517,194	1.01
第2号	28. 6	1,081	1,600	2,286	7,059	2,949	347,051	26,615	3,549,627	2,941,391	519,272	7,010,290	7,010,290	1.00
西日本	28. 6	1,129	1,579	2,336	7,193	2,533	369,112	27,227	62,753,859	39,012,535	3,767,958	105,534,352	105,354,352	1.00
和歌山等	28. 7	1,080	1,759	3,296	1,861	4,179	45,785	6,909	63,059,861	24,855,442	3,879,437	91,794,740	91,794,740	1.00
第13号	28. 9	478	2,559	5,889	17,467	2,615	495,875	33,750	284,907	63,059,861	24,855,442	3,879,437	91,794,740	1.00

平和條約批准狀況 一覽表 列國との國交回復狀況

(外務省条約局第一課 昭和二十九年四月二十八日現在)

A 日本国との平和条約署名国

(注)

わが国の批准書寄託の日 一九五二、一一、二八

國名	批准書寄託の日	國交回復の日	備考
1 アルゼンチン	一九五二、四、九	一九五二、四、二八	大使交換
2 オーストラリア	一九五二、四、二〇	一九五二、四、二八	同
3 ベルギー	一九五二、八、三	一九五二、四、二八 交換公文をもつて回復	同
4 ブラジル	一九五二、五、二〇	一九五二、四、二八	同

5 カンボディヤ	一九五二、六、二	一九五二、六、二	公使交換
6 カナダ	一九五二、四、二七	一九五二、四、二八	大使交換
7 セイロン	一九五二、四、二六	一九五二、四、二八	公使交換
8 チリ	一九五二、四、二九	一九五二、二〇、二七 交換公文をもつて回復	同
9 コスタ・リカ	一九五二、九、二七	一九五二、九、二七	同 (わが国は兼任 相手国は未派遣)
10 キューバ	一九五二、八、二二	一九五二、八、二二	同 (相手国は未派遣)
11 ドミニカ	一九五二、六、六	一九五二、六、六	同 (わが国は兼任)
12 エジプト	一九五二、二、三〇	一九五二、二、三〇 交換公文をもつて回復	大使交換
13 エル・サルヴァドル	一九五二、五、六	一九五二、五、六	相手国は総領事派遣
14 エチオピア	一九五二、六、二二	一九五二、六、二二	
15 フランス	一九五二、四、二八	一九五二、四、二八	大使交換
16 ギリシャ	一九五二、五、二九	一九五二、五、二九	相手国は名誉領事任命
17 ハイチ	一九五二、五、一	一九五二、五、一	
18 ホンデウラス	一九五二、九、四	一九五二、九、四	相手国は総領事派遣
19 ラオス	一九五二、六、二〇	一九五二、六、二〇	
20 レバノン	一九五二、一、二七	一九五二、一、二七	

36	アメリカ合衆国	一九五三、四、二六	一九五三、四、二六	同
35	連合王国	一九五三、一、三	一九五三、四、一六	大使交換
34	南アフリカ連邦	一九五三、九、一〇	一九五三、九、一〇	わが国は総領事派遣
33	トルコ	一九五三、七、二四	一九五三、六、一六 をもつて回復	大使交換 交換公文
32	シリア	一九五三、二、二九	一九五三、三、二九	
31	サウディ・アラビア	一九五四、三、一三	一九五四、三、一三	
30	ペルー	一九五三、六、一七	一九五三、六、一七	公使交換
29	パラグアイ	一九五三、一、一五	一九五三、一、一五	
28	パナマ	一九五三、四、一〇	一九五三、三、二〇 をもつて回復	公使交換(わが国は兼任) 交換公文
27	パキスタン	一九五三、四、一七	一九五三、四、二六	大使交換
26	ノールウェー	一九五三、六、一九	一九五三、四、二六 をもつて回復	公使交換(わが国は兼任) 交換公文
25	ニカラグア	一九五三、一、二四	一九五三、一、二四	相手国は総領事派遣
24	ニュー・ジブラント	一九五三、四、一〇	一九五三、四、二六	公使交換
23	オランダ	一九五三、六、一七	一九五三、四、二六 をもつて回復	同 交換公文
22	メキシコ	一九五三、三、三	一九五三、四、二六	大使交換
21	リベリア	一九五三、二、二九	一九五三、三、二九	

B 二国間平和条約署名国			
国名	批准書交換の日	国交回復の日	備考
インド	一九五三、八、二七	一九五三、四、二六 をもつて回復	同
中華民国	一九五三、八、二五	一九五三、八、二五	大使交換
37	ウルグアイ	一九五三、三、二	一九五三、三、二 公使交換(相手国は未派遣)
38	ウエネズエラ	一九五三、六、二〇	一九五三、六、二〇 同
39	ウイエットナム	一九五三、六、一六	一九五三、六、一六
40	ボリヴィア	未批准	一九五三、三、二〇 交換公文 をもつて回復 相手国は未派遣(但し相手国は名譽領事任命)
41	イラン	同	一九五三、二、一 同 (相手国は未派遣)
42	ルクセンブルグ	同	一九五三、三、二〇 同 相手国は未派遣
43	エクアドル	同	一九五三、三、二〇 準回復(一九五三、三、二〇) 領事官交換合意 相手国は総領事派遣
44	インドネシア	同	一九五三、八、二五 同 領事官交換合意 総領事交換
45	フィリピン	同	一九五三、五、一八 わが国は在外事務所設置合意 相手国は代表部存置
46	コロンビア	同	一九五三、四、二七 領事官交換合意 相手国は総領事派遣
47	グアテマラ	同	未回復
48	イラーク	同	同

C 平和条約署名国以外の国交回復国

国名	国交回復の日	備考
オーストリア	一九五、七、三 交換公文による	公使交換（相手国は未派遣）
デンマーク	一九五、四、六 同	同（わが国は兼任）
ドイツ連邦共和国	一九五、四、六 同	大使交換
イスラエル	一九五、五、五 同	公使交換（わが国は未派遣）
イタリア	一九五、四、六 同	大使交換
ポルトガル	一九五、一〇、三 同	公使交換
スベイン	一九五、四、六 同	大使交換
スウェーデン	一九五、四、六 同 わが外交再開に伴い回復	公使交換
スイス	一九五、四、六 同	同
タイ	一九五、四、六 交換公文による	大使交換
ヴァチカン	一九五、四、六 同	公使交換
ユーゴスラヴィア	一九五、四、六 同	同
ビルマ	準回復（一九五、四、五）戦争状態終結 通告（一九五、八、八）領事官交換合意	総領事交換
フィンランド	同（一九五、八、三）領事官交換合意	同
大韓民国	同	相手国は代表部存置





地方行政疑義問答集

地方自治に関する疑義について

(昭和二九・五・一九自治行発第七七号)
高知県総務部長宛行政課長回答

問一 地方自治法第九十七条第二項により、議会が歳入歳出予算については増額して議決することも妨げないが、増額に伴う字句の添削修正は、本条の但し書に該当するものか。

答 予算の原案にないあらたな事項を付加することを意味するものでない限り差支えない。

問二 地方自治法第百一条により議会の招集は、開会の目前、都道府県にあつては七日、町村にあつては三日までにこれを告示しなければならぬと規定されているが、議員への招集通知は告示と同時にすべきものか。

答 議員への議会の招集通知は、法律上のものではなく法第百一条の規定の適用はない。しかしながら扱いとしては招集の告示と同時に議員への通知をするのが適当であると考えられる。

地方自治法第七十六条の再議について

(昭二九・四・三自治行発第三二号)
青森県総務部長宛行政課長回答

問 三月一日開会された県議会は、会期三月二十五日までと決定され、その後三回にわたり五日間延長され、会期は三月三十日までとされた。三月三十日の本会議は、午後十時五十分開会、決算、予算特別委員長の報告終了後、議案第五十一号第五十四号乃至第五十六号は、多数議員による修正動議どおり議決され、その他議決された議案とともに直ちに知事に送付された。知事は、地方自治法第七十六条第一項の規定により正規の手続を経、再議達書を直ちに議長に手渡した。議長は、午後十一時四十五分頃「只今知事から議案第五十一号、議案第五十四号、議案第五十五号、議案第五十六号の修正議決を再議に付する旨の達書が送付されました」「これをお手許に配付いたさします」と発言するや、修正議決賛成議員が、議長席に詰寄り、議場は混乱した。この混乱の最中に議長は、「会期を延長します。暫時休憩……」議長は退席した。このために午前零時を經過し、上提前に自然流会となつた。

一、右によつて再議の手続は完了し、当該修正条例は議決の効果がなくつたものと解してよろしいか。

二、右の場合、審議のために充分の時間が無かつたものと解し、新たに十日以内に臨時県会を招集し、再議として議会にはからなければならぬか。はかるとすればその手続を如何になすべきであるか。

三、知事の再議の手続は完了したものであるけれども、審議が不可能になつたものと認め、再議達書を撤回し、改めて再議のための議会を招集することができるか。

四、再議として議会にはかつた場合、再議に付した修正議決と異つた議決をすることができるか。この場合議会の要件は過半数でよいと解してよろしいか。

答 一についてはお見込みのとおり。二、三についてはできないものと解する。四については一、二、三により承知されたい。

報道から拾う

抜打ち解散は有効

東京高裁苦米地氏の歳費請求を棄却

一昨年八月、第三次吉田内閣が憲法第七条に基き、いわゆる「抜打解散」をしたのは違憲無効であるとし、改進黨苦米地義三氏より歳費二十八万五千円請求の行政訴訟は、昨年十月東京地裁で苦米地氏の勝訴となつたが（時報第五卷十一号登載）政府側は一審判決を不服として東京高裁に控訴していたが、九月二十二日控訴審の最終公判で一審判決を覆し、政府の解散手続は有効であつたとし、「原判決を取消し、苦米地氏の請求を棄却する」旨の判決を言渡し政府側の勝訴となつた。

政府の解散行為は内閣の助言と承認が必要であることは一審判決でも當審でも同様の見解であり、その他の法律問題も原判決に異論がない。ただ事実問題において原判決は解散行為に必要な助言と承認の行為に欠けるところ（持回り閣議など）があつたとしているが、第二審では新たに當時の官房長官であつた保利現農相の証言や書証により審理の結果、政府の行つた解散には助言と承認があることがわかり解散は適法なものであり一審判決はこの点について事実の誤認があつた。

とする点である。

判決文要旨

第一「裁判権の有無について」控訴人国は裁判所が衆議院解散の合憲性を審査することは日本国憲法の認める三権分立の根底を破壊するものであり、憲法の容認

しないところであると主張する。被控訴人の主張によれば衆議院の解散の効力いかんは被控訴人の権利に直接影響するものである以上これが有効か無効かは裁判所が當然審判する権限を有すると解している。

控訴人は裁判所の解散無効の判断によつて招来する重大な結果に言及し幾多の收拾困難な事例をあげ、これによつて衆議院解散のごときは審判の対象とならないと論説するが裁判所の判断はただ法の適用により拘束されるもので行政と異なり結果の妥當を考慮することは許されないものである。影響の大なるをもつて裁判所が有効、無効を判断しえないとする法律上の根拠は乏しい。

第二「この解散が憲法に違反するかどうか」この解散が憲法七条のみによつてなされたことは當事者間に争いが無い。次に解散権の所在ならびに解散権行使の要件についての當裁判所の法律上の見解は原判決の説く理由と異なるところが無い。したがつて解散が内閣の助言と承認があつたかどうかについて判断すると、新たに証人として呼んだ當時の官房長官保利現氏の各供述を綜合すれば次の事実が存在することが認められる。

すなわち内閣の閣議は定例閣議として毎週火曜日、金曜日の午前十時首相官邸で開かれ、別に必要に応じて随時臨時閣議が開かれており、閣議の議決方法は出席閣僚の全員一致を絶対要件となされ、その慣行は古くから長年にわたつて行われていた。また病氣、出張などにより閣議に出席できなかつた閣僚に対しては後日閣議書類を持ち回つてその決裁を受ける慣行が行われており、この決裁方式が持回り閣議と稱されている。

昭和二十七年八月二十二日（金曜日）定例閣議が開かれ政局の分析、情勢判断、閣僚の意見交換などがなされ結局その時に衆議院解散の結論に到達した。當時の首相吉田茂氏は同月二十五日那須御用邸に伺候して天皇にその旨を上奏、また同月二十六日憲法七条によつて衆議院を解散する旨の詔書案とこれが発布されたこと衆議院議長あての伝達案ほか一件を議題として持ち回り閣議の方法により書類を作成した（もつとも當日全部の閣僚の署名は得られず西、五名の閣僚の署名を得、残りは同月二十八日署名を得て完備した）

ついで同月二十六日夜内閣総理大臣官房総務課長山田明吉氏は内閣の使者としてその書類を天皇に呈上し、裁可ののち署名を受け、翌日御璽を受けた。かくて同

月二十八日この解散詔書の伝達に關して臨時閣議が開かれ全員異議なく可決した事実が存在する。

天皇の解散詔書發布前の二十七年八月二十二日内閣が天皇に対し助言する旨の閣議決定を行った天皇に対する吉田総理の上奏、ならびに山田総務課長からの書類の呈上となりこれにより内閣から天皇に対する助言がなされた。天皇はこの助言により解散の詔書を發布し内閣はその後これを承認したものであると解するのが相當である。

第一審の山田総務課長の供述にはこれに反する証言があるが証人保利茂の供述にてらし機密に属する閣議の内容、総理から天皇への上奏の内容の如きは直接関係者以外の知りえない事項であると考えられ、山田証言は直ちに採用できず認定をくつがえすに足る確証がない。被控訴人の主張の如き解散無効の原因は存在しない。

東南ア集團防衛條約成立

東南ア集團防衛條約は九月八日マニラにおいて調印された。

① 参加調印国は、米、英、仏、オーストラリア、ニュージーランド、タイ、パキスタン、フィリピンの八カ国である。

② 八カ国会議で問題となつたNATO方式か（北大西洋條約機構のよう）に一國に攻撃が行われた場合、これを全加盟国が自動的に自國に対する攻撃とみなす方式）又はアンザス條約方式か（オーストラリア、ニュージーランド、米の三国安全保障條約のように各國の憲法上の手続きに従つて行動する方式）の点は、第四条に明文をもつてアンザス方式によることに落着いた。

條約の前文及び本文は次のとおり。

前文 加盟国は、全加盟国の主権の平等を承認し、国連憲章に定められた諸目的と諸原則に対する信念およびすべての人民、すべての政府と平和的に生存

する願いを繰返し、国連憲章にもとづき平等の権利と民族自決権の保持を再確認するとともに、自治と獨立を望み、かつその国民が責任を持ち得るすべての國があらゆる平和的手段を用いて、自治の増進と獨立の確保のために熱烈に努力することを宣言し、どのような潜在的な侵略者も加盟國が同地域で結束していることを認めるよう團結の意思を公式に、かつ正式に宣言することを願ひ、平和と安全を維持する集團防衛のための努力をより一層調整することを希望し、次の諸條項に同意する。

第一条 加盟國は、国連憲章の定める通り、自國が卷込まれる恐れのあるいかなる國際紛争をも、平和的手段によつて國際間の平和安全ならびに正義を危險にさらさないように解決し、各國の國際關係において、いかなる方式にせよ國際連合の目的に一致しない武力による脅迫、ないし武力行為を差控えることを確約する。

第二条 本條約の目的をより効果的に達成するため、加盟國は、継続的、かつ効果的な自助ならびに相互援助により武力攻撃に抵抗し、外部から各國の領土的、政治的安定に対して向けられる破壊活動を防止、克服するための個別的、または集團的抵抗能力を各國個々で、また集團的に維持、發展させる。

第三条 加盟國は、自由の諸制度を強化し、經濟的進歩と社會福祉の推進およびこの目的のための各國政府個々の、または集團的な努力を推進するため、技術援助を含む經濟措置の發展のため協力する。

第四条

1 加盟國は、條約地域において加盟國の一國、または他の加盟國が今後全員一致の同意をもつて指定することあるべき國家、または領域に対して行われる武力手段による侵略は、自己の平和と安全を危險にするものであることを認め、そのような事態に當つては、自國の憲法手続きにもとづいて行動し、共通の危險に対処することに同意する。本條項にもとづき採られる諸手段は、直ちに國連安保理事會に報告しなくてはならない。

2 もし加盟國の一國がその領土の不可侵性、または保全、條約地域にあるいかなる加盟國、あるいは本條第一項が適用されることもある他の國家、または領域の主権、または政府的獨立が武力攻撃以外の脅威を受けるか、それとも当該地域の平和を危險にするような事実、または状況によつて影響を受け

るか、脅威される場合には、加盟国が共同防衛の手段について直ちに協議し、意見の一致を図る。

3 本条第一項にもつき全員一致の同意によつて指定されたすべての国家の領土、またすべての領域においては、関係諸国の招請、または承諾があるときを除き、なんらの行動をもとらないということについて了解する。

第五条 加盟国は、ここに本条約の履行に關する諸問題を考慮するため、各国代表から構成される理事会を設置する。理事会は、条約地域の情勢からみて必要とみなされる場合、軍事的、その他の計画に關し協議する。理事会は、隨時會議を開き得るよう組織される。

第六条 本条約は、いかなる意味においても、加盟国の国連憲章にもとづく權利、義務、あるいは国際平和と安全の維持に對する國連の責任に影響を与えるものではなく、また影響を与えるよう解釈してはならない。加盟各国、他の加盟国、ないし第三国との間で現に結ばれている國際協定が本条約の規定に抵触しないことを宣言するとともに、今後本条約に抵触するいかなる國際的協定にも参加しないことを確約する。

第七条 加盟国は、本条約の目的を推進し、かつ条約地域の安全保障につき貢獻しようとするいかなる他の國をも全員一致をもつて本条約に招請できる。被招請國は、加盟文書をフィリピン共和国政府に寄託することにより条約加盟國となる。フィリピン共和国政府は、加盟文書の寄託についてその都度加盟各國に通告する。

第八条 本条約にいう条約地域とは、条約加盟のアジア諸國の全領土を含む一般的な東南アジア地域および北緯二十一度三十分以北を除く一般西南太平洋地域を指す。加盟各國は、全員一致により第七条の規定による新規加盟國を含み得るような条約地域の修正、もしくはその他の理由による条約地域の修正を行うことができる。

第九条

1 本条約は、フィリピン共和国に寄託し、その正式の証明ある写真は、フィリピン共和国政府により加盟各國政府に送付される。

2 本条約は、加盟國の憲法上の手續に従い批准され、その條約も各國憲法の手續きに從つて履行される。加盟各國は、できるだけ速かに批准書をフィリ

ピン共和国政府に寄託し、フィリピン共和国政府は、直ちにこれを全加盟國に通告する。

3 本条約は、加盟國中多數國が批准を完了し、フィリピン政府に寄託を終え次第、寄託終了國相互間において発効し、残余の加盟國については、その寄託の日から発効する。

第十条 本条約は、無期限有効とする。ただしいかなる加盟國も、フィリピン共和国政府に脱退を通告したのち一カ年を経て、加盟國たることを停止することができる。フィリピン政府は、脱退通告を受けた場合、その都度他の加盟國政府に通告する。

第十一条 本条約は、英文を正文とする。ただし加盟各國が原文を持つことに同意し、その旨フィリピン共和国政府に通告した場合には、仏文も英文と同等の權威を持つ正文となる。

合衆國了解事項 米代表團は、本条約調印に當り、米代表團が侵略および武装攻撃という言葉承認し、また第四条第一項中にこれを使用することに同意したのは、これが兩語が共產侵略のみ適用されるものであるとの了解にもとづいてのことである。しかしその他の侵略、ないし武装攻撃を受けた場合については、米國は第四条第二項にもつき、他の加盟國と協議することを確約する。

付屬議定書 (条約第四条の地域の指定に關するもの)

東南アジア集團防衛條約の加盟國は、一致してカンボジア、ラオス兩國と自由ヴェトナムの管轄下にある自由地域を本条約第四条による指定地域と定める。さらに加盟國は、上述の諸國を第三条に意圖されている經濟的措施に關しても適用されることに同意する。本付屬議定書は、本条約と同時に発効する。



東南アジア・西欧の産業復興の実体を視る

ボン憲法制定の経過について

アメリカ外交政策の今日と明日

日本国憲法制定の経緯とその実情

日本の経済危機

重光総裁演説

吉田内閣の食糧政策をアバク
「今年の食糧政策はどうなるか」

自治春秋 七月号

貿易北海道(速報版) 一〇六号

農家の友 八月号

教育月報 八月号

北海道自治 八月号

北海警友 八・九月号

調査月報 七月号

厚生 七月号

通産統計月報 六月号

郵政 六・七月号

郵貯時報 七月号

施設 六月号

世界月報 四月号

水産時報 六・七月号

郵政統計月報 四・五月号

教育統計 五月号

教育委員会月報 四月号

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

国内出版物目録 四月号

説書春秋 六・七月号

税務通信 五・六月号

農林統計調査 五・六月号

石炭需給統計月報 五・六月号

機械統計月報 四月号

非金屬等需給統計月報 五月号

鉱山製錬統計月報 六月号

非鉄金屬製品統計月報 六月号

コークス統計月報 六月号

石炭生産統計月報 七月号

化学工業製品統計月報 六・七月号

織維統計月報 六月号

鉄鋼統計月報 五・六月号

石油統計月報 六月号

百貨店販売統計月報 六月号

紙パルプ統計月報 六月号

雑貨統計月報 五・六月号

林野時報 七月号

岩手県議会時報 20号

神奈川県議会月報 7号

栃木県議会月報 六月号

群馬県議会時報 七月号

群馬県議会月報 5・6合併号

東京都議会時報 22号

福井県議会時報 22号

国立国会図書館

春秋税務課

道税務課

農林省

通産省

通産省

通産省

通産省

通産省

通産省

通産省

通産省

通産省

通産省

通産省

通産省

通産省

通産省

通産省

通産省

通産省

通産省

通産省

通産省

通産省

通産省

滋賀県議会時報 31号

兵庫県議会時報 5・6・7合併号

山口県議会月報 4・5・6合併号

大府会 5・6合併号

長野県議会資料 36号

山形県議会月報 七月号

埼玉県議会 No.12

滋賀県議会議務局

兵庫縣議会議務局

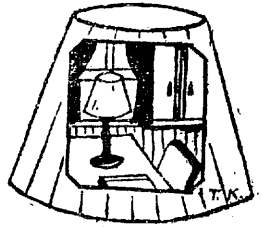
山口縣議会議務局

大府會事務局

長野縣議會議事課

山形縣議會議事課

埼玉縣議會議事課



八月のメモ

- 1 ○志賀氏日共首脳に返り咲く。
○国際学生会議開かる。(札幌学生会館)
○黄粟米の配給拒否、全姉連で運動展開。
○千島および齒舞諸島返還懇請国民大会。(函館市巴座)
○日・中・ソ経済交流大会開かる。(函館市共愛会館)
○米機、ポーランド二商船を攻撃す。(海南島沖)
○入試改正要綱を全国の教委に通達。
○防衛庁、自衛隊用地として滝川外六カ所を道に正式申入れ。
○東北七県・北海道知事会議。(函館市五島軒)
○全道社会福祉大会。(室蘭市栄高校)
○中国赤十字季女史らの招待許可。
○外務省、対中・ソ貿易業者の交流許可。
○乳価六円(一升)値下げ。
○日高に送り込まれるジャジー牛第一陣百二頭横浜に到着。
○道開発庁政務次官に山本正一氏発令。(政務次官発令)
○五党会談決裂。(臨時国会招集問題)
○近江絹糸労使、協定書に調印。
○イランの石油問題解決。(国際石油と協定)
○道有牝牛の千頭貸付支庁別配分決る。
○根室沖で二漁船、監視船に狙撃さる。
○陸別に降雹。
○アリソン大使、水爆実験継続を九州各知事に言明。
○東独の軍政令を撤廃。
○黄粟米本道は配給せず、田中知事言明。
○両陛下那須をこ出発。
○午後六時三十分、両陛下函館着。
○士別・紋別市長選挙。
○西独通商使節団来日。
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8 ○中共和ソ政権間に軍事・経済協定成立。
○聖旗本道入り。
○原・水爆禁止署名運動全国協議会結成。
○大夕張問題裁定通り実施。
○バルカン軍事同盟、三国(ギリシャ、トルコ、ユーゴ)外相調印。
○仏国民議会、新経済政策でマ首相信任さる。
○世銀農業調査団来道。
○マレンコフ・アトリー会談。
○初の豊平名誉町民に松崎氏。
○自由党支部長会議開く。(首相官邸)
○全国知事会議開く。(東京)
○緒方開発庁長官、道開発問題で財界首脳と懇談。
○全道労働地本、二十四時間スト突入。
○米極東軍、来年六月までに二万二万五千名解雇を発表。
○ビキニ損害補償に百万ドル米側から申入れ。
○ソ貿易人の入国許可。
○道身体障害者指導所一部焼く。
○全日本水上選手権開幕。
○上川・空知地方に豪雨、浸水一千百余戸。
○外務省、ラ元ソ連駐日代表部書記官米へ亡命について発表。
○日赤、戦犯の早期釈放について中国赤十字に打電。
○ソ連貿易代表団来日。
○京都小御所焼く。(花火の落下傘から)
○北海道さんま漁解禁。
○ピルマ使節団入京。
○北洋サケ・マス、サイパン丸船団函館帰港。(切揚げのトップ)
○台風五号九州に上陸。
○全国議員野球大会開幕。(函館にて、決勝戦は二十一日札幌にて)
○在鮮軍四カ師、引揚について米国防省発表。
○米共産党非合法案上・下両院を通過。
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19

- 中共、戦犯の旧軍人四一七名を釈放。
- 全道に台風五号による風雨注意報。
- ビルマニ億ドル提示、第二回賠償会談開く。
- 空知地方の豪雨被害一千町歩が冠水。
- 両陛下札幌にお着き。
- 銀洋丸船団帰る。
- 国体前夜祭開かる。
- プリユツセル会議ついに決裂。
- フィリッピン通商使節団来日。
- 中共、政治会議で台湾解放を宣告。
- 第九回国民体育大会秋季大会開幕。
- 仏首相訪英、欧州軍問題を検討。
- ソ連、原子時計完成。
- 両陛下空路御帰京。
- ブラジル大統領自殺。
- 通産省、新電気料金を内定。
- 共産党非合法化案にア大統領署名。
- 米、対ソ禁輸緩和。
- SEATOは世界平和に有害、ネール首相反対演説。
- 第九回国民体育大会閉会。
- 中湧別地方に降霜。
- 中共軍、金門島を襲撃。
- 本道駐留軍、今週から移動開始の旨、正式に発表。
- 名寄で電柱の根元から暗号と紙幣発見。
- 対ソ連関、禁輸制限大中に緩和、一三八品目を解除。(対ソ連関)
- 訪ソ視察団出発、戦後はじめて公式派遣。
- 農林省、作柄概況を発表。(八月十五日現在)
- 北洋博閉幕。
- 太平洋炭鉱でガス爆発、三九名が生埋め。
- ローマで世界人口会議開催。

昭和二十九年九月二十日発行

北海道議会時報 (第六卷第九號)

編集 北海道議会議務局調査課

発行 北海道議会議務局

電話 ②六九一九番